

# **教育職員免許状取得の手引き**

令和 6 年 4 月 1 日

**岡山県教育庁教職員課給与免許班**

# 本書を利用いただく場合の留意事項

平成31年4月1日施行の教育職員免許法等の改正及び平成31年3月31日付の県教

委規則の改正にともなう経過措置として、次の場合には旧法及び旧県教委規則での

免許状取得が可能です。この場合は、平成23年4月に刊行しております「教育職員

免許状取得の手引き」を御覧願います。

## ① 別表第一又は別表第二による取得方法の場合

平成31年4月1日前に大学等に在学又は在籍している者が、それらを卒業等  
するまでに所要資格を得た場合

## ② 別表第三、別表第五、別表第六又は免許法附則第11項により取得方法の場合

平成15年3月31日までに、旧県教委規則による取得方法で10単位以上修得し  
た場合

(※ 免許申請は、規定の在職年数を満たした後にお願いします。)

## ③ 別表第四による取得方法の場合 (H10免許法附則第7項)

平成12年3月31日までに、規定の単位数を修得した場合

(※ 免許申請は、平成12年4月1日以降でも結構です。)

## ④ 特別支援学校教諭免許を別表第1により取得する場合

平成19年4月1日より前に、課程認定を有する大学に在学しているもので、卒  
業するまでに旧免許法に基づき、盲・聾・養護学校教諭免許状を受けるために  
必要とされる科目を修得したものは、取得予定の旧免許状に対応する領域にか  
かる特別支援学校教諭免許状に必要な単位を修得したとみなされる

# 法 令 等 の 略 称

本書で略称している法令等の正式名称は、次のとおりである。

免 許 法	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）
施 行 法	教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）
免許法施行規則	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）
旧 法 施 行 規 則	10年改正省令以前の教育職員免許法施行規則 (昭和29年文部省令第26号)
施 行 法 施 行 規 則	教育職員免許法施行法施行規則 (昭和29年文部省令第27号)
29改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (昭和29年法律第158号)
36改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (昭和36年法律第122号)
63改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (昭和63年法律第106号)
元改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (平成元年法律第89号)
10改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (平成10年法律第98号)
特 例 法	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成9年法律第90号)
18改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (平成18年法律第80号)
19改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)
県教委規則	教育職員の免許状に関する規則 (昭和36年岡山県教育委員会規則第10号)

## 目 次

第 1 章 普通免許状の取得方法 .....	1
第 1 節 幼稚園教諭の普通免許状 .....	1
ア 大学卒業等による免許状の取得方法 .....	2
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法 .....	8
ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法 .....	15
第 2 節 小学校教諭の普通免許状 .....	17
ア 大学卒業等による免許状の取得方法 .....	18
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法 .....	24
ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法 .....	35
第 3 節 中学校教諭の普通免許状 .....	37
ア 大学卒業等による免許状の取得方法 .....	38
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法 .....	46
ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法 .....	57
エ 「他の教科」の免許状の取得方法 .....	61
第 4 節 高等学校教諭の普通免許状 .....	63
ア 大学卒業等による免許状の取得方法 .....	66
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法 .....	74
ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法 .....	86
エ 「他の教科」の免許状の取得方法 .....	89
オ 「実習の教科」の免許状の取得方法 .....	90
第 5 節 特別支援学校学校教諭の普通免許状 .....	95
ア 大学卒業等による免許状の取得方法 .....	98
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法 .....	106
ウ 「自立教科」等の免許状の取得方法 .....	112

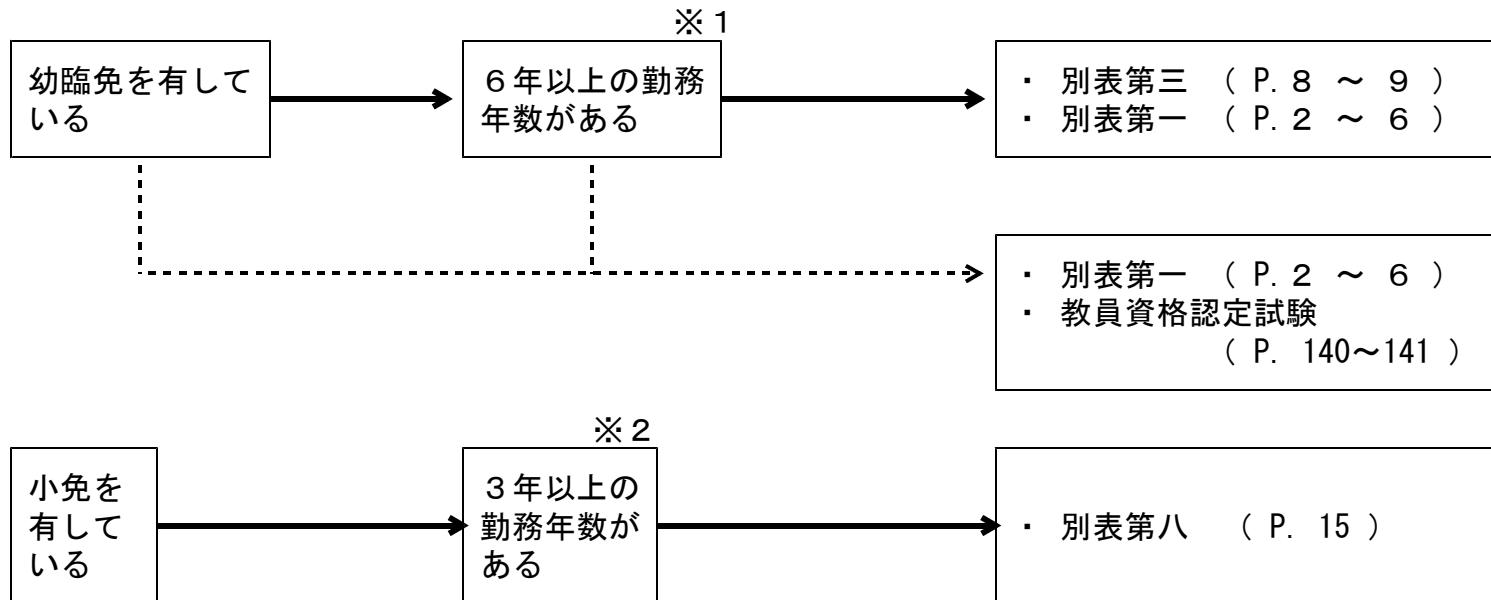
第 6 節 養護教諭の普通免許状	117
ア 大学卒業等による免許状の取得方法	118
イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法	124
第 7 節 栄養教諭の普通免許状	129
ア 大学卒業等による免許状の取得方法	130
イ 学校栄養職員歴による「他の種類」の免許状取得方法	134
ウ 教員歴による「他の種類」の免許状取得方法	136
第 8 節 免許法施行法による免許状の取得	139
第 9 節 教員資格認定試験による免許状の取得	140
第 10 節 外国の大大学での単位修得等による免許状の取得	142
第 2 章 特別免許状の取得方法	143
第 3 章 臨時免許状の取得方法	146
第 4 章 その他	149
1 手続方法等	149
2 介護等の体験	150
3 参考	152

# 第1章 普通免許状の取得方法

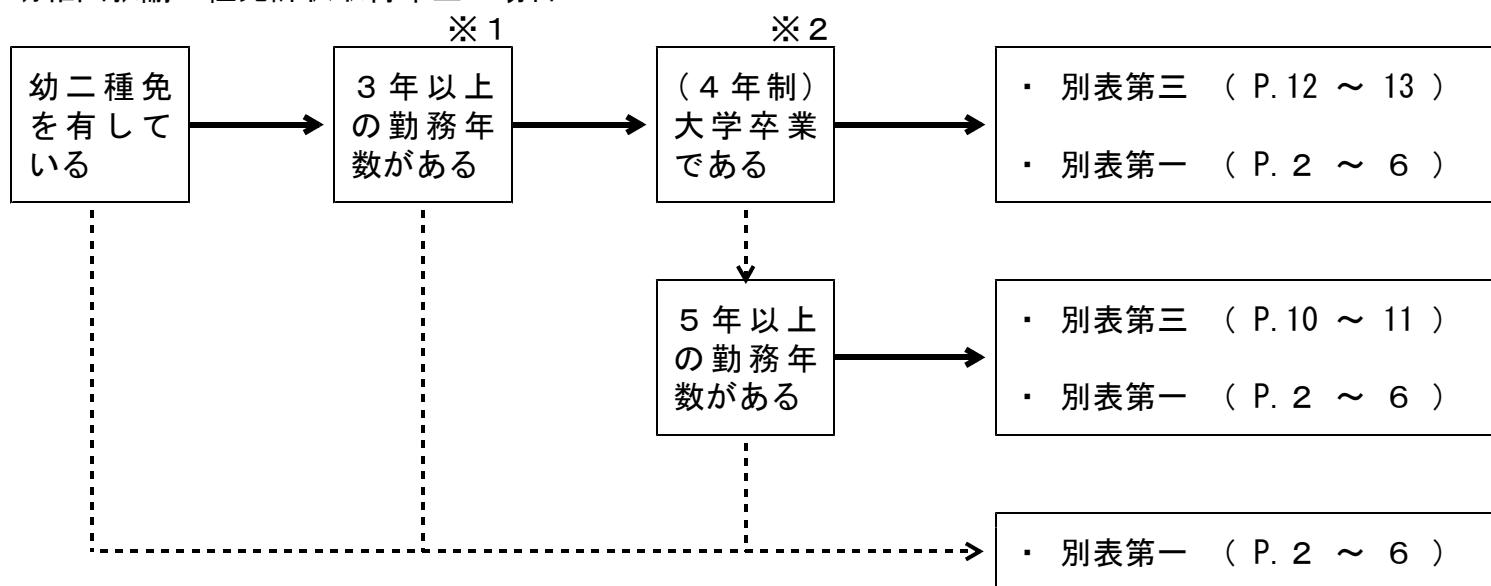
## 第1節 幼稚園教諭の普通免許状



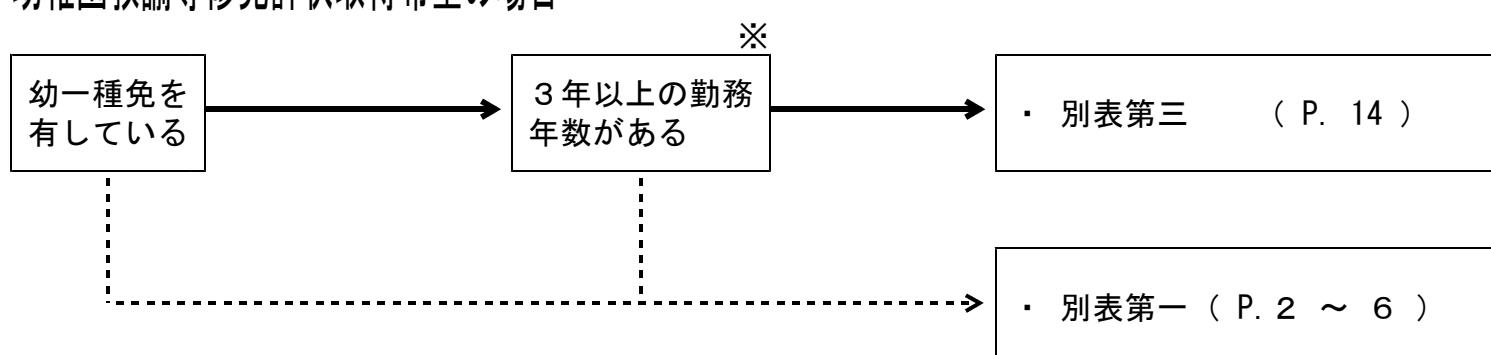
### ◎ 幼稚園教諭二種免許状取得希望の場合



### ◎ 幼稚園教諭一種免許状取得希望の場合



### ◎ 幼稚園教諭専修免許状取得希望の場合



※ 基礎となる幼一種免での勤務年数であること。

## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第一）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第一抜粋】

免 訸 状 の 種 類	基 礎 資 格	最 低 修 得 单 位 数
教科及び教職に関する科目		
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位 ※1
	一種免許状	学士の学位 ※2
	二種免許状	短期大学士の 学位 ※3
		75 ※4
		51 ※5
		31

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。  
【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 指定教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号の3、免許法施行規則第66条の5】

※4 専修免許状に定められる必要単位数から一種免許状に定められる必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
【別表第一備考第7号】

※5 短期大学及び大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。ただし、一種免許状から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位については、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得すること。  
【別表第一備考第8号、免許法施行規則第22条の3】

### 注意

1 修得単位は、認定課程を有する大学又は教職特別課程で修得したものであること。  
【別表第一備考第5号イ、第6号】

2 別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位の修得が必要である。  
【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】

3 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等については、専修免許状又は一種免許状に係る各科目的単位数から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得すればよい。

【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】

4 専修免許状若しくは一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目的単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、一種免許状又は二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。

【免許法施行規則第10条の2第3項】

## ②「教科及び教職に関する科目」の修得方法【免許法施行規則第2条】

P. 4 ~ 6 参照

**② 幼稚園教諭：「教科及び教職に関する科目」の修得方法**  
**【免許法施行規則第2条第1項の表】**

欄	教科及び 教職に関する 科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
			専修	一種	二種
2	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	領域に関する専門的事項 ※1  保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※7	16	16	12
3	教育の基礎的理解 に関する科目 ※6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解		1単位以上	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）※2、※7			
4	道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教 育相談等に 関する科目 ※6	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）※7	4	4	4
		幼児理解の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
5	教育実践に 関する科目 ※6	教育実習（事前事後指導1単位を含む。） ※3、※4、※5	5	5	5
		教職実践演習 ※8	2	2	2
6	大学が独自に設定する科目	※9	38	14	2
計			75	51	31

※1 5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の科目のうち1以上の科目について修得すること。 【同表備考第1号】

平成31年4月1日以前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程において、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生については、「領域に関する専門的事項に関する科目」の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項に関する科目」うち、一以上の科目を修得することにかえることができる。 【29省令附則第7項】

※2 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合は「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」の内容を含むことを要しない。

【同表備考第4号】

※3 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とすること。 【同表備考第6号】

※4 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。

この場合は、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合のそれぞれの科目を充当することはできない。

【同表備考第8号】

※5 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「領域及び保育内容の指導法に関する科目（「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の部分に限る。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目（「教育実習」を除く。）」の単位をもって代替することができる。 【同表備考第9号】

※6 小学校、中学校又は高等学校の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。

【同表備考第11号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

・「教育の基礎的理解に関する科目」

→ 8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）

※中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育課程の意義及び編成の方法（略）」は流用不可

・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

→ 2単位まで

※中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育の方法及び技術」は流用不可

・「教育実習」→ 3単位まで

・「教職実践演習」→ 2単位まで

※7 小学校教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できる。  
【同表備考第12号、第13号】

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち
  - ・「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち
  - ・「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」  
→ 合わせて2単位まで(二種免許状を受ける場合は合わせて1単位まで)
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち
  - ・「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち
  - ・「特別活動の指導法」  
→ 「保育内容の指導法に関する科目」のうち、半数まで

※8 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない(平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。)。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。

【20省令附則第2条、第3条】

※9 大学が独自に設定する科目の修得方法は次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

・専修免許状

領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

・一種免許状又は二種免許状

領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

【同表備考第14号】



# イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第三）

## （1）幼稚園助教諭免許状から二種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

<b>幼稚園助教諭免許状取得後、</b> 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
<b>幼稚園助教諭免許状取得後、</b> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

領域に する 専門的 事項に する 科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>								
	5	4	4	3	3	2	2	1	
保育内指 容導法に する又諭 は教 の教 の基 的理 に關する 科 目 等	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	30	27	24	21	18	15	12	9
	教育の基礎的理 解に関する科目								
	「教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全 への対応を含む。)」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラムマネジメントを含む。)」	6	6	6	5	4	3	3	2
	のうちいずれかの事項 1 以上								
	保育内容の指導法に関する科目	※13	※12	※11	※9	※8	※7	※5	※4
道徳、 総合的 学習の 時間等 の指導 及び生 徒指導 指教 談等 に關 する 科	「教育の方法及び技術(情報機 器及び教材の活用を含む。)」								
	「幼児理解の理論および方法」 「教育相談(カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法」	2	2	2	2	1	1	1	1
	のうちいずれかの事項 1 以上								

<b>大学が独 自に設定 する科目</b>	上記の「領域に関する専門的事項に関する 科目」、「保育内容の指導法に関する科目」、 「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」 又は大学が加えるこれらに準ずる科目							
-------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

※ 「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒  
指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事  
項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。

また、国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

5 「領域に関する専門的事項に関する科目」及び「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

※1 平成31年4月1日以前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程において、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生については、「領域に関する専門的事項に関する科目」の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項に関する科目」うち、一以上の科目を修得することにかえることができる。  
【29省令附則第7項】

(2) 幼稚園教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合  
【県教委規則第36条】

① 短期大学卒業等の場合

<u>幼稚園教諭二種免許状取得後</u> 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12
<u>幼稚園教諭二種免許状取得後</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

領域に する 専門的 事項に する 目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>								
	5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の科目のうち1以上の科目 ※1								
保育内 容の指 導する 科は教 育の教 育基礎 的理 解に する 科 目 等	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	20	18	16	14	13	11	9	7
	教育の基礎的理解に関する科目								
道徳、 総合的 な学習 時間等 の指導 及び指 導、教 育、相 談等 に する 科	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	4	4	4	3	3	3	3	2
	保育内容の指導法に関する科目	※10	※9	※8	※7	※7	※6	※5	※3
大学が独自に設定する科目	「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「幼児理解の理論および方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	1	1	1	1	1	1	1	1
	上記の「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	6	5	5	4	4	3	3	2

※ 「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。

また、国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 最低在職年数（6年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 （短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第6号】

5 「領域に関する専門的事項に関する科目」及び「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 申請時に幼稚園助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある。

【H10全国会議問10】

7 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

※1 平成31年4月1日以前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程において、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生については、「領域に関する専門的事項に関する科目」の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項に関する科目」うち、一以上の科目を修得することにかえることができる。  
【29省令附則第7項】

## (2) 幼稚園教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

### ② 4年制大学卒業等の場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

<u>幼稚園教諭二種免許状取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数</u>	3	4	5	6
<u>幼稚園教諭二種免許状取得後、大学等において修得を必要とする総最低修得単位数</u>	25	20	15	10

<u>領域による専門的事項に関する目</u>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>				
	5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の科目のうち1以上の科目	※1	2	2	1
<u>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>				
	教育の基礎的理解に関する科目	12	10	9	7
<u>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒、教諭等に関する科目</u>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>				
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	3	3	3	2
<u>保育内容の指導法に関する科目</u>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>				
	「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」	※6	※5	※5	※3
<u>上記の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒、教諭等に関する科目」</u>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>				
	「幼児理解の理論および方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	1	1	1	1

<u>大学が独自に設定する科目</u>	<u>上記の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒、教諭等に関する科目」</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>2</u>
---------------------	---	----------	----------	----------	----------

※ 「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。

また、国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

5 「領域に関する専門的事項に関する科目」及び「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

※1 平成31年4月1日以前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程において、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生については、「領域に関する専門的事項に関する科目」の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項に関する科目」うち、一以上の科目を修得することにかえることができる。  
【29省令附則第7項】

### (3) 幼稚園教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>幼稚園教諭一種免許状取得後、</u> 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>幼稚園教諭一種免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※2 15
※1 「大学が独自に設定する科目」	大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。

※1 「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得のこと。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

※2 このうち3単位は、「保育内容の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目でもよい。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

#### 注意

1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員としての期間を含む。

また、国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。【免許法施行規則第70条】

## ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法（別表第八）

小学校教諭普通免許状から幼稚園二種免許状を取得する場合  
【免許法施行規則第18条の2の表】

<u>小学校教諭普通免許状取得後</u> 小学校等又は幼稚園等の教諭又は教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>小学校教諭普通免許状取得後</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	6
<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	6
「保育内容の指導法に関する科目」	6

### 注意

1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部、小学部、義務教育学校の前期課程及び幼保連携型認定こども園の教諭又は教員としての期間を含む。

【別表第八の第3欄】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

3 （短期）大学、文部科学省の指定する教員養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

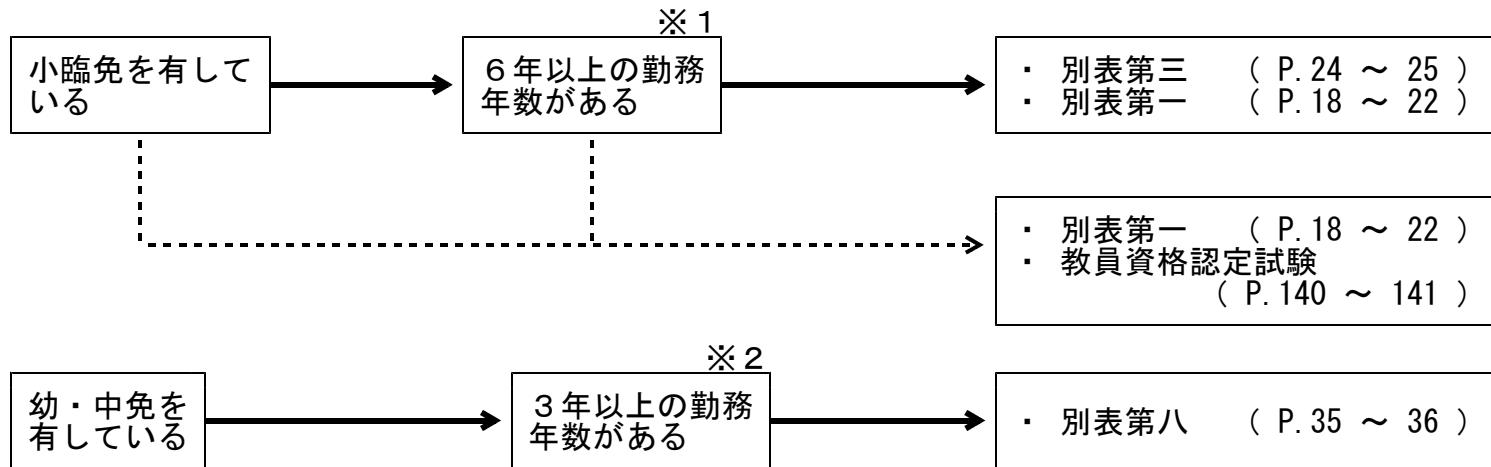
【別表第一備考第3号、別表第三備考第6号】



## 第2節 小学校教諭の普通免許状



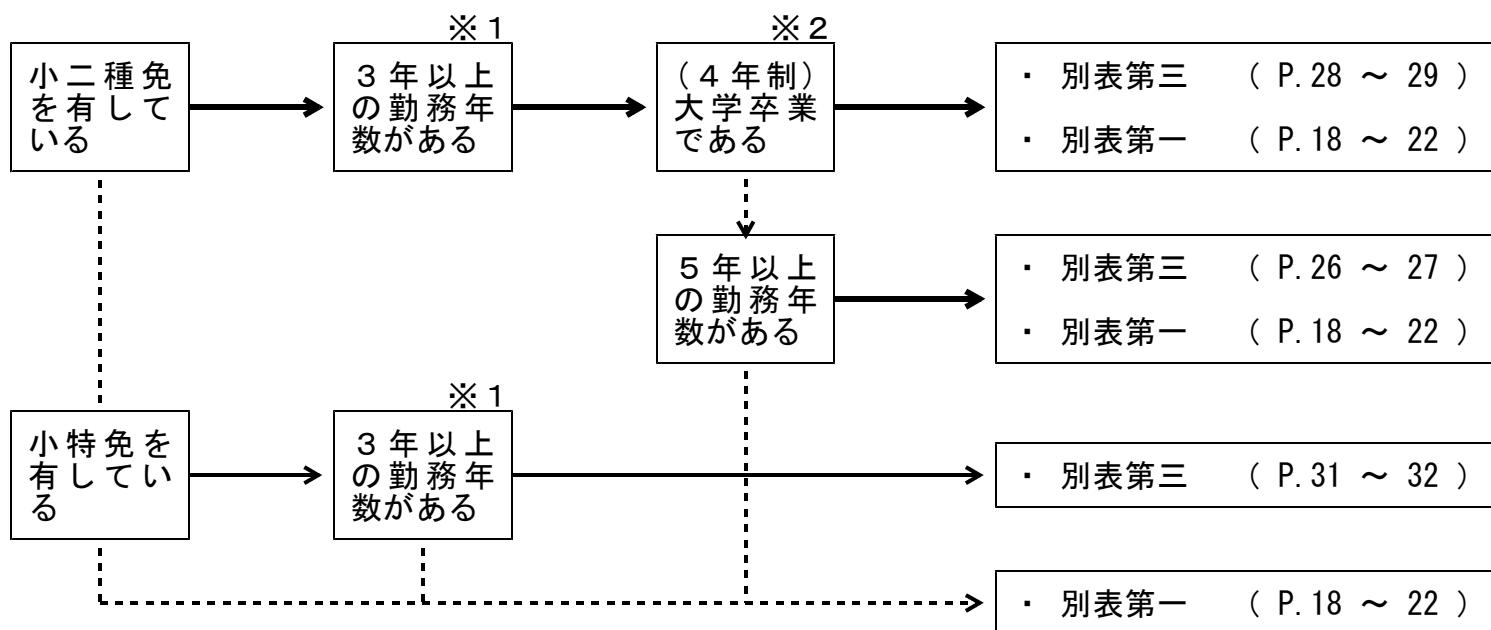
### ◎ 小学校教諭二種免許状取得希望の場合



※1 基礎となる小臨免での勤務年数であること。

※2 基礎となる幼免取得後の幼稚園等又は小学校等、基礎となる中免取得後の中学校等又は小学校等における勤務年数であること。

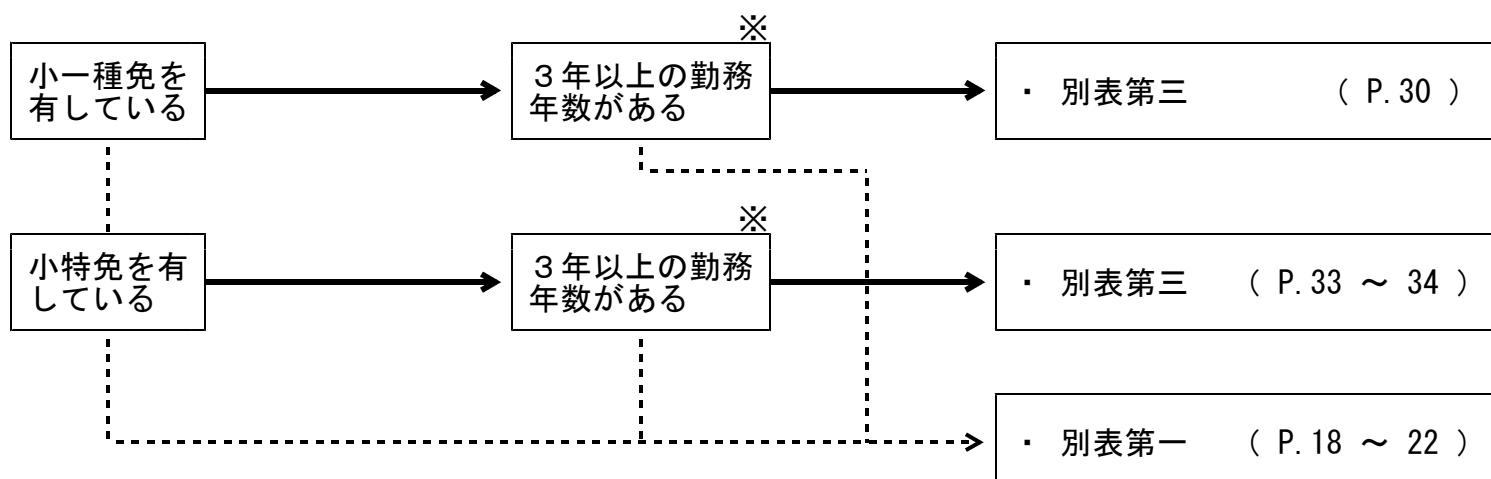
### ◎ 小学校教諭一種免許状取得希望の場合



※1 基礎となる小二種免又は小特免での勤務年数であること。

※2 大学に3年以上在学及び93単位以上修得の場合を含む。

### ◎ 小学校教諭専修免許状取得希望の場合



※ 基礎となる小一種免又は小特免での勤務年数であること。

## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第一）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第一抜粋】

免 訸 状 の 種 類	基 礎 資 格	最 低 修 得 单 位 数
教科及び教職に関する科目		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位 ※1
	一種免許状	学士の学位 ※2
	二種免許状	短期大学士の 学位 ※3
		83 ※4
		59 ※5
		37

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。  
【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 指定教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号の3、免許法施行規則第66条の5】

※4 専修免許状に定められる必要単位数から一種免許状に定められる必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
【別表第一備考第7号】

※5 短期大学及び大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。ただし、一種免許状から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位については、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得すること。  
【別表第一備考第8号、免許法施行規則第22条の3】

### 注意

1 修得単位は、認定課程を有する大学又は教職特別課程で修得したものであること。  
【別表第一備考第5号イ、第6号】

2 別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位の修得が必要である。  
【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】

- 3 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等については、専修免許状又は一種免許状に係る各科目的単位数から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得すればよい。

【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】

- 4 専修免許状若しくは一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目的単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、一種免許状又は二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。

【免許法施行規則第10条の2第3項】

② 「教科及び教職に関する科目」の修得方法 【免許法施行規則第3条】

P. 20 ~ 22 参照

③ 介護等の体験

P. 150 ~ 151 参照

③ 小学校教諭：「教科及び教職に関する科目」の修得方法  
【免許法施行規則第3条第1項の表】

欄	教科及び教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数		
			専修	一種	二種		
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ※1					
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) ※7	専修 一種	10教科それぞれの教科について1単位以上	30	30	16
			二種	10教科のうち6以上の教科についてそれぞれ1単位以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上含む。)			
3	教育の基礎的理解に関する科目 ※6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ※7 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ※7 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※7 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) ※2、※7					
					10	10	6
4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※6	道徳の理論 及び指導法 専修・一種 2単位以上 二種 1単位以上 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 ※7 教育の方法及び技術 ※7 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位以上 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
					10	10	6
5	教育実践に関する科目	教育実習(事前事後指導1単位を含む。) ※4、※5、※6 教職実践演習 ※6、※8			5	5	5
					2	2	2
6	大学が独自に設定する科目 ※9				26	2	2
		計			83	59	37

※1 「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、「国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）」の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得すること。  
【同表備考第1号】

※2 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合は「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」の内容を含むことを要しない。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第4号】

※3 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とすること。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第6号、同表備考第5号】

※4 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。

この場合は、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合のそれぞれの科目を充当することはできない。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第8号】

※5 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「教科及び教科の指導法に関する科目（「教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の部分に限る。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目（「教育実習」を除く。）」の単位をもって代替することができる。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号】

※6 幼稚園、中学校又は高等学校の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

・「教育の基礎的理解に関する科目」

→ 8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）

※中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育課程の意義及び編成の方法（略）」は流用不可

・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

→ 2単位まで

※中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育の方法及び技術」は流用不可

・「教育実習」→ 3単位まで

・「教職実践演習」→ 2単位まで

※7 幼稚園教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できる。  
【免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号、同表備考第6号】

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち
  - ・「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」
  - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち
    - ・「教育の方法及び技術」  
→ 合わせて2単位まで(二種免許状を受ける場合は合わせて1単位まで)
- ・「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を
  - ・「生活の教科の指導法」に → 2単位まで
  - ・「特別活動の指導法」に → 1単位まで

※8 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない(平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。)。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。

【20省令附則第2条、第3条】

※9 大学が独自に設定する科目の修得方法は次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

・専修免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

・一種免許状又は二種免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号】



## イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第三）

### （1）小学校助教諭免許状から二種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

<b>小学校助教諭免許状取得後、</b> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	6 7 8 9 10 11 12 13	
<b>小学校助教諭免許状取得後、</b> 大学において修得を必要とする総最低修得単位数	45 40 35 30 25 20 15 10	
<b>教科による専門的事項に関する科目</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	4 4 3 3 2 2 1 1
	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、その他の外国語に分ける。）のうち1以上の科目	
<b>各教科指導法に関する科目又はの教基理解する科目等</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	29 26 23 20 17 14 11 8
	教育の基礎的理解に関する科目	
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」	6 5 4 4 3 3 2 2
	のうちいずれかの事項1以上	
	各教科の指導法に関する科目	
<b>道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目</b>	「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	※13 ※12 ※10 ※9 ※8 ※6 ※5 ※4
	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	4 3 3 3 2 2 1 1
	のうちいずれかの事項1以上	
<b>大学が独自に設定する科目</b>	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	2 2 2 2 1 1 1 1

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、  
H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 最低在職年数（6年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。 【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 （短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第6号】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 申請時に小学校助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある。

【H10全国会議問10】

7 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

(2) 小学校教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合  
【県教委規則第36条】

① 短期大学卒業等の場合

<u>小学校教諭二種免許状取得後、</u> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	5 6 7 8 9 10 11 12	
<u>小学校教諭二種免許状取得後、</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45 40 35 30 25 20 15 10	
<b>教科による専門的事項に関する科目</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	
国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、その他の外国語に分ける。）のうち1以上の科目	4 4 3 3 2 2 1 1	
<b>各教科指導に関する科目</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	
教育の基礎的理解に関する科目	21 19 17 15 13 11 9 7	
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	4 4 3 3 3 3 2 1	
各教科の指導法に関する科目		
道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目	※11 ※10 ※9 ※8 ※7 ※6 ※5 ※4	
「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」 「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	2 2 2 1 1 1 1 1	
大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	5 5 4 4 3 3 2 2

\* 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

- 1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。  
また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、  
H12.3免許法施行規則附則第5項】
- 2 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。  
【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】
- 3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。  
また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。
- 6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。  
【県教委規則第36条】

(2) 小学校教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合  
【県教委規則第36条】

② 4年制大学卒業等の場合

〔大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。〕

<b>小学校教諭二種免許状取得後、</b> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6
<b>小学校教諭二種免許状取得後、</b> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する事項に関する科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	2	2	1	1
	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、その他の外国語に分ける。）のうち1以上の科目				

<b>各教科指導法に関する科目又はの教養基礎的理解に関する科目等</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	13	11	9	7
	教育の基礎的理解に関する科目				
道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	3	3	2	1
	各教科の指導法に関する科目				
大学が独自に設定する科目	「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	※7	※6	※5	※4
	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	1	1	1	1

<b>大学が独自に設定する科目</b>	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	5	4	3	2
---------------------	--	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

- 1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。  
また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、  
H12.3免許法施行規則附則第5項】
- 2 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。  
【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】
- 3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。  
また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。
- 6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。  
【県教委規則第36条】

### (3) 小学校教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>小学校教諭一種免許状取得後</u> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>小学校教諭一種免許状取得後</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※2 15
※1 「大学が独自に設定する科目」	大学院又は大学の専攻科で（短期大学除く）で修得のこと。

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得のこと。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

※2 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目でもよい。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

#### 注意

1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

(4) 小学校教諭特別免許状から一種免許状を取得する場合  
【免許法施行規則第11条の2の表】

<u>小学校教諭特別免許状取得後、</u> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>小学校教諭特別免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	26

各教科の指導法に関する科目等	<b>最低修得単位数</b>	26 ※2
	教育の基礎的理解に関する科目	
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	6
	各教科の指導法に関する科目	18
	「各教科の指導法（9教科×2単位）」 ※1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	4

※1 有している特別免許状の教科以外の『教科の指導法』を修得のこと。【同表備考第2号】

※2 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

## **注意**

- 1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。  
また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。  
【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

(5) 小学校教諭特別免許状から専修免許状を取得する場合  
【免許法施行規則第11条の2の表】

<u>小学校教諭特別免許状取得後、</u> 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>小学校教諭特別免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	4 1
<b>各教科の指導法に関する科目等</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>
教育の基礎的理解に関する科目	
「教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)」 「教育に関する社会的、制度的又は經 営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法(カ リキュラムマネジメントを含む。)」  のうちいずれかの事項1以上	6
各教科の指導法に関する科目	1 8
「各教科の指導法(9教科×2単位)」 <sup>※1</sup>	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目	
「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論 及び方法」  のうちいずれかの事項1以上	4
大学が独自に設定する科目	※3、※4 1 5
「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	

※1 有している特別免許状の教科以外の『教科の指導法』を修得すること。  
【同表備考第2号】

※2 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、  
公開講座、単位修得試験において修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

※3 大学又は大学の専攻科で単位修得すること。 【別表第三備考第4号】

※4 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に  
関する科目等」に準ずる科目でもよい。 【同表備考第1号】

## **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

## ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法（別表第八）

### （1）幼稚園教諭普通免許状から小学校教諭二種免許状を取得する場合 【免許法施行規則第18条の2の表】

<u>幼稚園教諭普通免許状取得後、</u> 幼稚園等又は小学校等の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>幼稚園教諭普通免許状取得後、</u> 大学等において修得を必要とする最低修得単位数	13
<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	13
各教科の指導法に関する科目  10教科*のうち、「生活」を除く5以上の科目についてそれぞれ2単位以上 【 $5 \times 2 = 10$ 】	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目  「道徳の理論及び方法」 「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 の全ての事項	1 2

\* 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語その他の各外国語に分ける。）

### 注意

- 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部、小学部、義務教育学校の前期課程及び幼保連携型認定こども園の教諭又は講師としての期間を含む。  
【別表第八第3欄】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 （短期）大学、文部科学省の指定する教員養成機関、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。  
【別表第一備考第3号、別表第三備考第6号】

(2) 中学校教諭普通免許状から小学校二種免許状を取得する場合  
 【免許法施行規則第18条の2の表】

<u>中学校教諭普通免許状取得後</u>	3
中学校等又は小学校等の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数	

<u>中学校教諭普通免許状取得後</u>	12
大学等において修得を必要とする最低修得単位数	

各教科の指導法に関する科目	10
10教科*のうち、中学校教諭免許状の免許教科を除く5以上の科目についてそれぞれ2単位以上 【 $5 \times 2 = 10$ 】	

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2
「生徒指導の理論及び方法」  「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」  「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」  の全ての事項	

\* 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語その他の各外国語に分ける。）

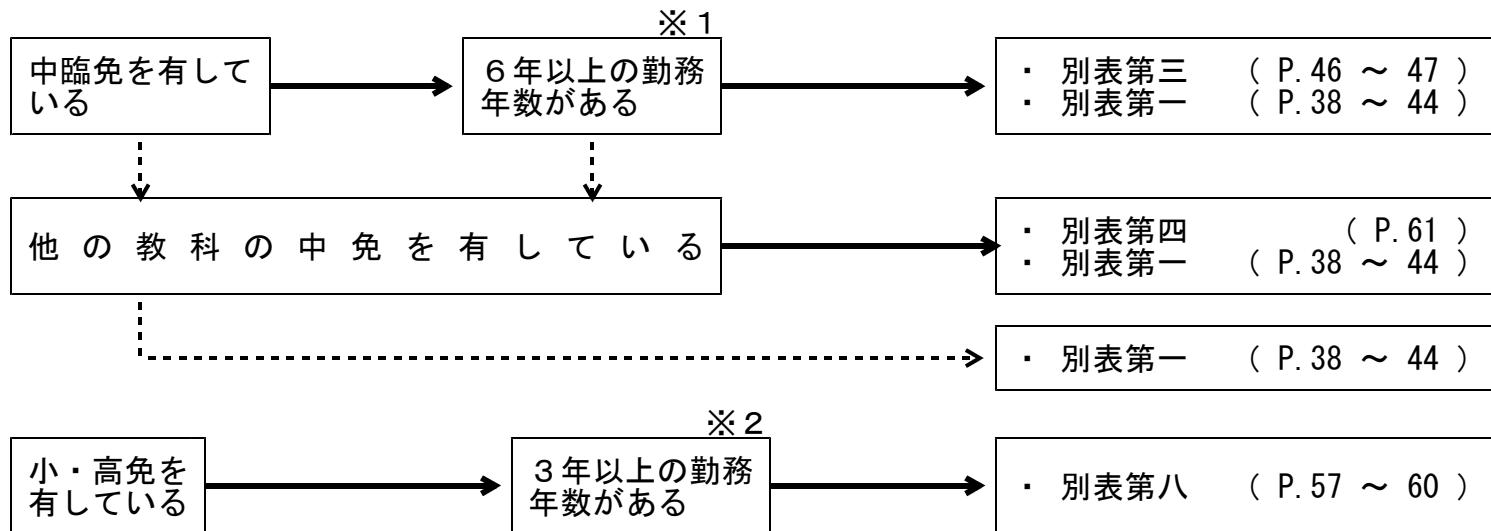
**注意**

- 1 在職年数には、特別支援学校の小学部、中学部、義務教育学校の前期課程、後期課程及び中等教育学校の前期課程の教諭又は講師としての期間を含む。  
【別表第三第3欄】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 （短期）大学、文部科学省の指定する教員養成機関、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。  
【別表第一備考第3号、別表第三備考第6号】

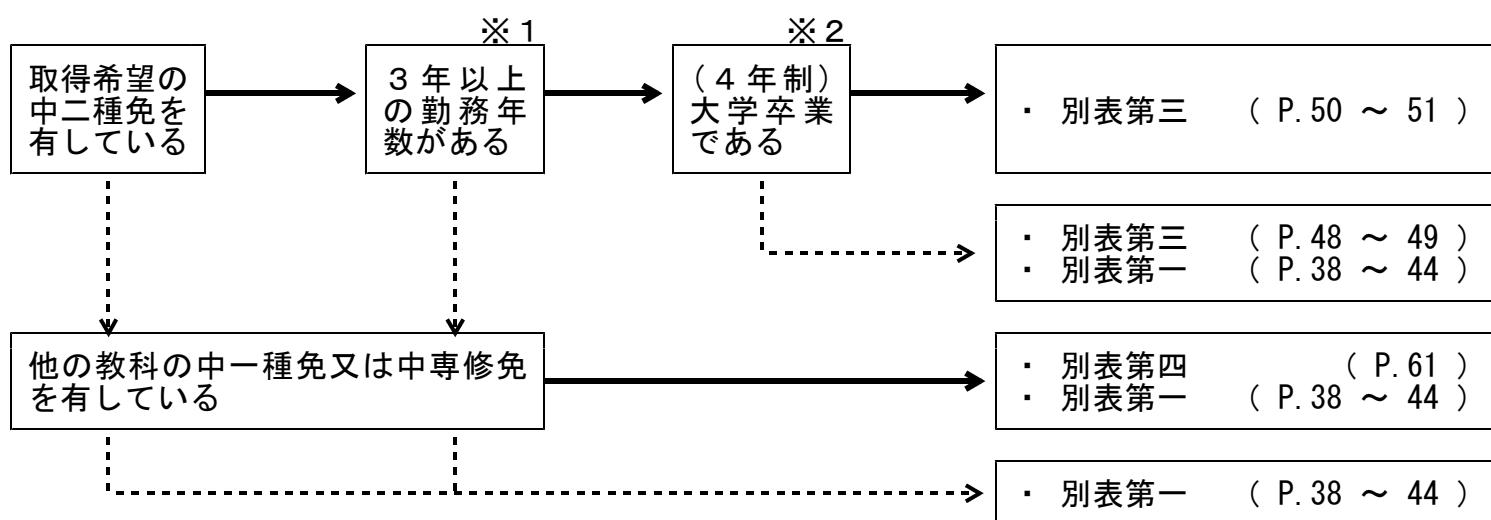
### 第3節 中学校教諭の普通免許状



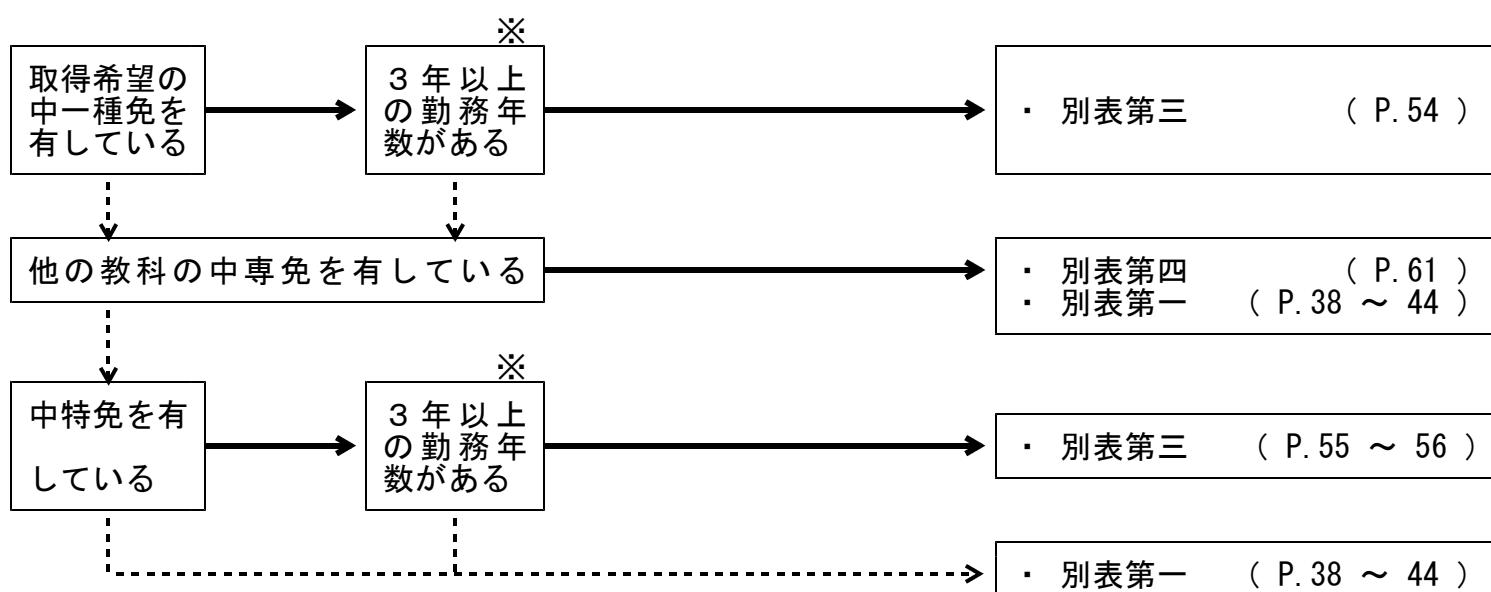
#### ◎ 中学校教諭二種免許状取得希望の場合



#### ◎ 中学校教諭一種免許状取得希望の場合



#### ◎ 中学校教諭専修免許状取得希望の場合



## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第一）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第一抜粋】

免 訸 状 の 種 類		基 礎 資 格	最 低 修 得 单 位 数
教科及び教職に関する科目			
中学校教諭	専修免許状	修士の学位 ※1	※4 83
	一種免許状	学士の学位 ※2	※5 59
	二種免許状	短期大学士の 学位 ※3	35

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。  
【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 指定教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号の3、免許法施行規則第66条の5】

※4 専修免許状に定められる必要単位数から一種免許状に定められる必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
【別表第一備考第7号】

※5 短期大学及び大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。ただし、一種免許状から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位については、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得すること。

【別表第一備考第8号、免許法施行規則第22条の3】

### 注意

1 修得単位は、認定課程を有する大学又は教職特別課程で修得したものであること。  
【別表第一備考第5号イ、第6号】

2 別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位の修得が必要である。

## 【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】

3 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等については、専修免許状又は一種免許状に係る各科目的単位数から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得すればよい。

【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】

4 専修免許状若しくは一種免許状を受けようとする場合、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目的単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、一種免許状又は二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。

【免許法施行規則第10条の2第3項】

### ② 「教科及び教職に関する科目」の修得方法 【免許法施行規則第4条】

P. 40 ~ 42 参照

### ③ 「教科に専門的事項に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第4条】

P. 43 ~ 44 参照

### ④ 介護等の体験

P. 150 ~ 151 参照

② 中学校教諭：「教科及び教職に関する科目」修得方法  
【免許法施行規則第3条第1項の表】

欄	教科及び教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数		
		専修	一 種	二 種			
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P. 43 ~ 44 参照)			28	28	12
		(受けようとする教科の)各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	専修 一 種	8 単位以上			
3	教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	二 種	2 単位以上	10 (6)	10 (6)	6 (3)
4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※5	道徳の理論 及び指導法	専修・一種 二 種	2 単位以上 1 单位以上	10 (6)	10 (6)	6 (4)
5	教育実践に関する科目 ※5	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1 单位以上				
6	大学が独自に設定する科目 ※7	教育実習 (事前事後指導 1 単位を含む。) ※2、※3、※4		5 (3)	5 (3)	5 (3)	
		教職実践演習 ※6		2	2	2	
計				83	59	35	

◎ 『音楽』及び『美術』の免許教科を取得する場合に、「各教科の指導法に関する科目」及び「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数の半数までを「教科に関する専門的事項」に関する科目で代替することができる。

この場合、「各教科の指導法に関する科目」は1単位以上、その他の科目は最低修得単位数の（　）の数字以上の単位を修得すること。

※1 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合は「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」の内容を含むことを要しない。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第4号】

※2 中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教育を中心とする。この場合、義務教育学校の前期課程及び後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学校部、小学校部を含む。

【免許法施行規則第3条第1項表備考4号、同表備考第7号】

※3 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。

この場合は、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合のそれぞれの科目を充当することはできない。

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第8号】

※4 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において教員としての経験年数があれば、1年に1単位の割合で、「教科及び教科の指導法に関する科目（「教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の部分に限る。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目（「教育実習」を除く。）」の単位をもって代替することができる。

【同表備考第8号】

※5 幼稚園、小学校又は高等学校の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。

【免許法施行規則第2条第1項表備考11号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→ 8単位まで  
(二種免許状を受ける場合は6単位まで)
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→ 2単位まで
- ・「教育実習」→ 3単位まで
- ・「教職実践演習」→ 2単位まで

※6 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない（平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。）。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。

【20省令附則第2条、第3条】

※7 大学が独自に設定する科目の修得方法は次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

・専修免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

・一種免許状又は二種免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号】

**③中学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法**  
**【免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号、2号、3号、4号】**

免許 教科	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）</li> <li>・国文学（国文学史を含む。）</li> <li>・漢文学</li> <li>・書道（書写を中心とする。）</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本史・外国史</li> <li>・地理学（地誌を含む。）</li> <li>・「法律学、政治学」</li> <li>・「社会学、経済学」</li> <li>・「哲学、倫理学、宗教学」</li> </ul>
数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代数学</li> <li>・幾何学</li> <li>・解析学</li> <li>・「確率論、統計学」</li> <li>・コンピュータ</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソルフェージュ</li> <li>・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）</li> <li>・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）</li> <li>・指揮法</li> <li>・音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</li> </ul>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・彫刻</li> <li>・デザイン（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・工芸</li> <li>・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</li> </ul>
保健 体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育実技</li> <li>・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）</li> <li>・生理学（運動生理学を含む。）</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生理学・栄養学</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>

免許 教科	教 科 に 関 す る 科 目
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料加工（実習を含む。）</li> <li>・機械・電気（実習を含む。）</li> <li>・生物育成</li> <li>・情報とコンピュータ</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</li> <li>・被服学（被服実習を含む。）</li> <li>・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）</li> <li>・住居学</li> <li>・保育学</li> </ul>
職業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業概説</li> <li>・職業指導</li> <li>・「農業、工業、商業、水産」</li> <li>・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」</li> </ul>
職業 指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導</li> <li>・職業指導の技術</li> <li>・職業指導の運営管理</li> </ul>
英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語学</li> <li>・英語文学</li> <li>・英語コミュニケーション</li> <li>・異文化理解</li> </ul>
宗教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教学</li> <li>・宗教史</li> <li>・「教理学、哲学」</li> </ul>

### 注意

- 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める『教科に関する専門的事項』に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。
- 2 『教科に関する専門的事項』には、一般的包括的な内容が含まれていなければならない。
- 3 英語以外の外国語の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。
- 4 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。  
ただし、免許教科『職業』の「農業、工業、商業、水産」については、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。（水産は商船に代替することができる。）



## イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第三）

### （1）中学校助教諭免許状から二種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

<b>中学校助教諭免許状取得後、 中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数</b>	6	7	8	9	10	11	12	13
<b>中学校助教諭免許状取得後、 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数</b>	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に する 専門的 事項に する 目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	10	9	8	7	6	5	4	3
	P. 52 ~ 53 参照								

各教科指 導する 科目又は 教科の基 礎的理 解する科 目等	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	21	19	17	15	12	10	8	6
	教育の基礎的理解に関する科目								
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チ ム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を 含む。)」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラ ムマネジメントを含む。）」	6	6	5	4	3	3	3	2	
のうちいずれかの事項 1 以上									
各教科の指導法に関する科目									
道徳、 総合的 な学習 の時間 等の指 導法及 び生徒 指導、 教 育相 談等に 関す る科 目	「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間等の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育の理論及 び方法」	※ 4	※ 4	※ 3	※ 3	※ 2	※ 2	※ 2	※ 1
「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。）の理論 及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論 及び方法」	4	4	3	3	2	2	2	1	
のうちいずれかの事項 1 以上									

大学が独 自に設定 する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	4	4	3	3	2	2	1	1
----------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、  
H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 最低在職年数（6年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

【別表第三備考第7号】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 （短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第6号】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 申請時に中学校助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある。

【H10全国会議問10】

7 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

(2) 中学校教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合  
【県教委規則第36条】

① 短期大学卒業等の場合

<u>中学校教諭二種免許状取得後、 中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数</u>	5	6	7	8	9	10	11	12
<u>中学校教諭二種免許状取得後、 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数</u>	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に する 専門的 事項に する 科 目	最 低 修 得 单 位 数	P. 52 ~ 53 参照	10	9	8	7	6	5	4	3

各教科 の指 導 す る 目 又 は の 教 育 基 理 関 科 目 等	最 低 修 得 单 位 数	16	14	13	11	10	8	7	5
	教育の基礎的理解に関する科目								
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チー ム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を 含む。)」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラ ムマネジメントを含む。）」  のうちいずれかの事項 1 以上	4	4	4	3	3	3	2	1
	各教科の指導法に関する科目								
道徳、 総合的 な学習 の時間 等の指 導及び 生徒 指導、 教育相 談等に 関する 科	「道徳の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間等の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育の理論及 び方法」  「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。）の理論 及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論 及び方法」  のうちいずれかの事項 1 以上	※ 6	※ 5	※ 5	※ 4	※ 4	※ 3	※ 3	※ 2

大学が独 自に設定 する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	4	4	3	3	3	3	2	2
----------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、  
H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。 【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

## (2) 中学校教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

### ② 4年制大学卒業等及び保健の免許を受ける者が旧国立養護教諭養成所卒業の場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

中学校教諭二種免許状取得後、 中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6
中学校教諭二種免許状取得後、 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	25	20	15	10

教科による 専門的事項による 科目	最 低 修 得 单 位 数	6	5	4	3
	P. 52 ~ 53 参照				

各教科指導に関する事項	最 低 修 得 单 位 数	10	8	7	5
	教育の基礎的理解に関する科目				
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」		3	3	2	1
のうちいずれかの事項 1 以上					
各教科の指導法に関する科目					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間等の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	※4	※3	※3	※2
のうちいずれかの事項 1 以上					

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	4	3	3	2
--------------	--	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、

H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主任、社会教育主任の職の在職年数を通算することができる。

【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、その科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

## 中学校教諭：教科に関する科目の修得方法【県教委規則第36条】

免許 教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	
		10単位以上	10単位未満
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）</li> <li>・国文学（国文学史を含む。）</li> <li>・漢文学</li> <li>・書道（書写を中心とする。）</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本史・外国史</li> <li>・地理学（地誌を含む。）</li> <li>・「法律学、政治学」</li> <li>・「社会学、経済学」</li> <li>・「哲学、倫理学、宗教学」</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代数学</li> <li>・幾何学</li> <li>・解析学</li> <li>・「確率論、統計学」</li> <li>・コンピュータ</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソルフェージュ</li> <li>・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）</li> <li>・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）</li> <li>・指揮法</li> <li>・音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・彫刻</li> <li>・デザイン（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・工芸</li> <li>・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
保健 体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育実技</li> <li>・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）</li> <li>・生理学（運動生理学を含む。）</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生理学・栄養学</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上

免許 教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最 低 修 得 单 位 数	
		10単位以上	10単位未満
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料加工（実習を含む。）</li> <li>・機械・電気（実習を含む。）</li> <li>・生物育成</li> <li>・情報とコンピュータ</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</li> <li>・被服学（被服実習を含む。）</li> <li>・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）</li> <li>・住居学</li> <li>・保育学</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
職業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業概説</li> <li>・職業指導</li> <li>・「農業、工業、商業、水産」</li> <li>・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
職業 指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導</li> <li>・職業指導の技術</li> <li>・職業指導の運営管理</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語学</li> <li>・英語文学</li> <li>・英語コミュニケーション</li> <li>・異文化理解</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
宗教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教学</li> <li>・宗教史</li> <li>・「教理学、哲学」</li> </ul>	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上

◎ 英語以外の外国語の「教科に関する専門的事項に科目」の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。 【免許法施行規則第4条の表備考第3号】

### (3) 中学校教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>中学校教諭一種免許状取得後、</u> 中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>中学校教諭一種免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※2 15
※1 「大学が独自に設定する科目」	大学院又は大学の専攻科（短期大学を除く。）で修得のこと。

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得のこと。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

※2 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目でもよい。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

#### **注意**

1 在職年数には、特別支援学校の中学校部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。【免許法施行規則第70条】

## (4) 中学校教諭特別免許状から専修免許状を取得する場合

【免許法施行規則第11条の2の表】

<u>中学校教諭特別免許状取得後</u> 中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>中学校教諭特別免許状取得後</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	25

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最 低 修 得 单 位 数	10 ※2
教育の基礎的理解に関する科目	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」  のうちいずれかの事項1以上	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」  のうちいずれかの事項1以上	4
大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	※2、※3 15

※1 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、公開講座、単位修得試験において修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

※2 大学院又は大学の専攻科において修得すること。 【別表第三表備考第4号】

※3 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」、又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目でもよい。 【同表備考第1号】

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、児童自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

## ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法（別表第八）

（1）小学校教諭普通免許状から中学校教諭二種免許状を取得する場合  
【免許法施行規則第18条の2の表】

<u>小学校教諭普通免許状取得後、</u> 小学校等又は中学校等の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>小学校教諭普通免許状取得後、</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	14

教科に 関する 専門的 事項に 関する 科	最 低 修 得 单 位 数	
	P. 52 ~53 参照 免許状の種類に応じ、教育職員免許法施行規則第4条の表備考第1号に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上	10
各教科の指導法に関する科目	「(受けようとする教科の) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 の全ての事項	2

### 注意

- 1 在職年数には、特別支援学校の小学部、中学部、義務教育学校の前期課程、後期課程及び中等教育学校の前期課程の教諭又は講師としての期間を含む。  
【別表第八第3欄】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 (短期) 大学、文部科学省の指定する教員養成機関、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。  
【別表第一備考第3号、別表第三備考第6号】

(2) 高等学校教諭普通免許状から中学校教諭二種免許状を取得する場合※  
【免許法施行規則第18条の2の表】

<u>高等学校教諭普通免許状取得後、</u> 高等学校等又は中学校等の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>高等学校教諭普通免許状取得後、</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	9

各教科の指導法に関する科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	5
	「(受けようとする教科の) 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)」	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<p>「道徳の理論および指導法」            「生徒指導の理論及び方法」            「教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法」            「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」            の全ての事項</p>	1   2

大学が独自に設定する科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	
	P. 60 参照	4

※ P. 59 参照

**注意**

- 1 在職年数には、特別支援学校の中等部、高等部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程、後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。  
【別表第八第3欄】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 (短期) 大学、文部科学省の指定する教員養成機関、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。  
【別表第一備考第3号、別表第三備考第6号】

## ※ 第18条の3の第2項の表

高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、この表に定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

# 大学が独自に設定する科目の修得方法

【免許法施行規則第18条の2の表備考第3号】

免許教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
国語	・書道（書写を中心とする。）	1単位以上
社会	【地理歴史の免許を有する場合】 <ul style="list-style-type: none"><li>・「法律学、政治学」</li><li>・「社会学、経済学」</li><li>・「哲学、倫理学、宗教学」</li></ul>	左の科目について各1単位以上
	【公民の免許を有する場合】 <ul style="list-style-type: none"><li>・日本史・外国史</li><li>・地理学（地誌を含む。）</li></ul>	左の科目について各1単位以上
理科	・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1単位以上
美術	・工芸	1単位以上
技術	・材料加工（実習を含む。） ・生物育成	左の科目について各1単位以上

※ 選択した科目は（　）書きの内容を含めなければならない。

## 1 国語、社会、理科、美術、技術の免許を取得

上記の表の単位を必ず修得し、最低修得単位数に不足する場合はそれぞれ取得しようとする教科の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは大学が加えるこれに準ずる科目の中から任意で修得すること。

## 2 上記以外の免許を取得

取得しようとする教科の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは大学が加えるこれに準ずる科目の中から任意で修得すること。

## 3 「　」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。

【免許法施行規則第4条の表備考第4号】

## I 「他の教科」の免許状の取得方法（別表第四）

所要資格【別表第四抜粋】

受けようとする他の教科についての免許状の種類	有している免許状	最低修得単位数			
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	※1、※3 20	※2、※3 8	※4 24
	一種免許状	専修免許状 一種免許状	※1、※3 20	※2、※3 8	—
	二種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	※1、※3 10	※2、※3 3	—

※1 P. 52 ~ 53 参照

なお、「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

【免許法施行規則第15条、第4条の表備考第2号】

※2 受けようとする免許教科の「各教科の指導法に関する科目」である。

【免許法施行規則第15条第2項】

※3 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、公開講座又は単位修得試験で修得すること。

ただし、二種免までの単位については、短期大学で修得してもよい。

【同表備考第3号、免許法施行規則第67条の2】

※4 大学院、大学の専攻科で修得すること。 【同表備考第2号】

### 注意

1 この表により専修又は一種免許状を取得しようとする場合、その取得しようとする教科の一種又は二種免許状を有しているときは、上記の単位数のうち取得しようとする免許状に係る単位数から既に有している免許状に係る単位数を差し引いて、残りの単位数を修得すればよい。 【同表備考第4号】

(例) ・取得しようとする教科の二種免を有し、一種免を取得する場合  
→ 残り「教科に関する専門的事項に関する科目」10単位及び「各教科の指導法に関する科目」5単位

・取得しようとする教科の一種免を有し、専修免を取得する場合  
→ 残り「大学が独自に設定する科目」24単位

2 既に大学等で修得している単位がある場合、新たに取得しようとする教科の単位として使用できるかどうかは、大学等の学力に関する証明書により判断する。

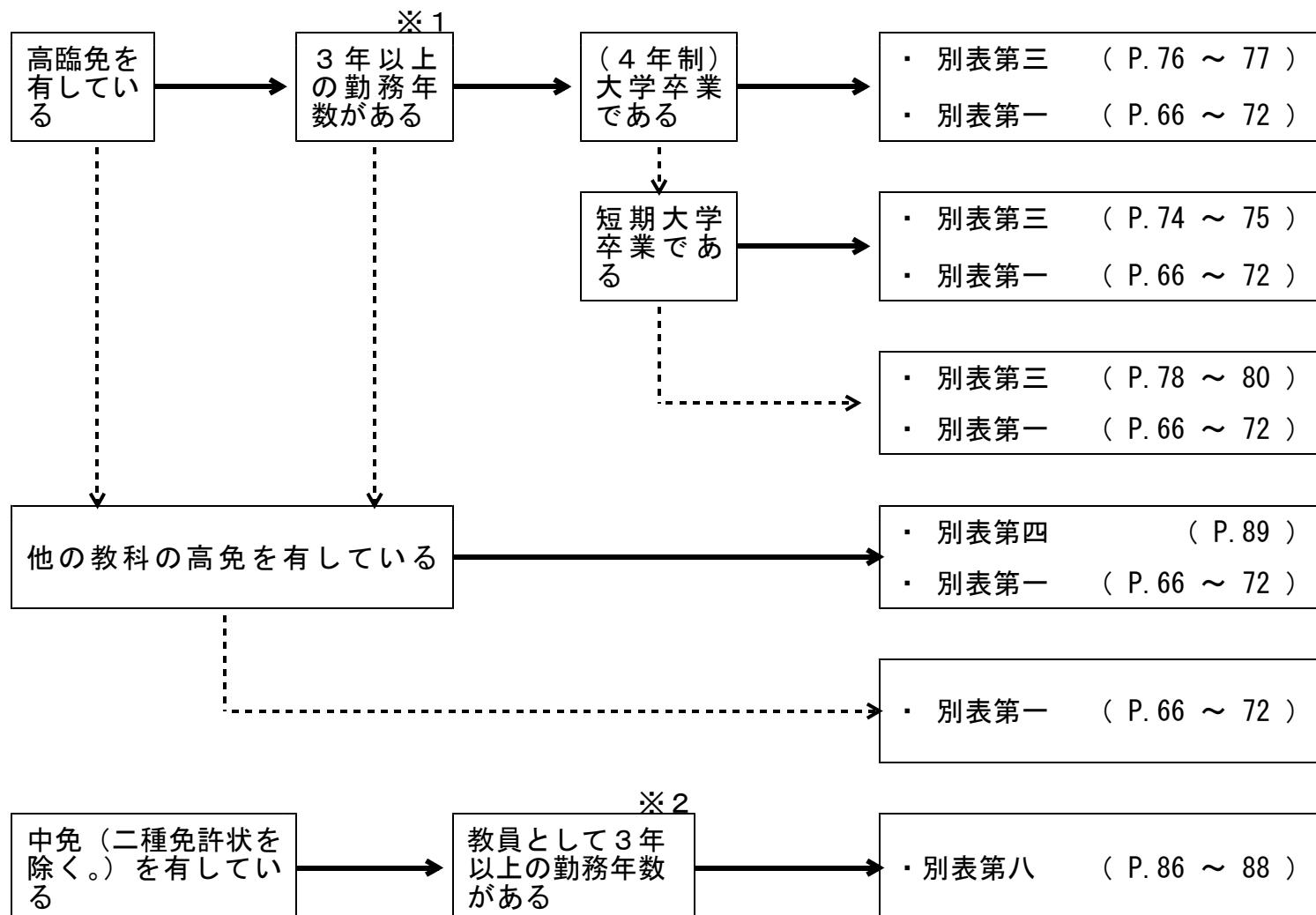


## 第4節 高等学校教諭の普通免許状

→ YES      ..... → NO

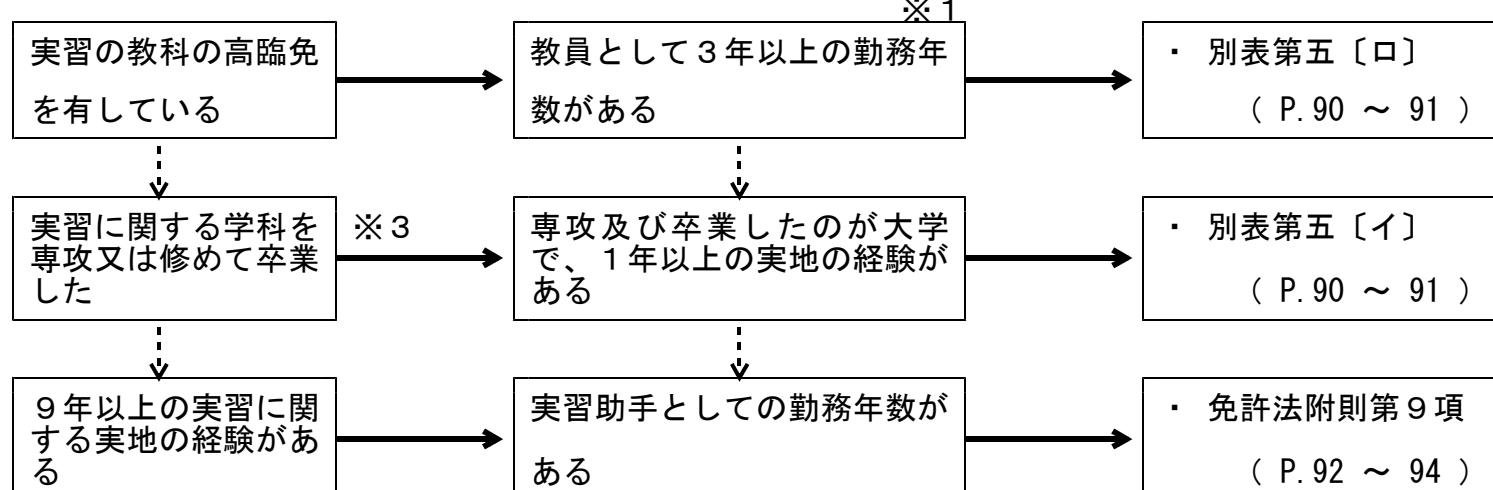
### ◎ 高等学校教諭一種免許状取得希望の場合

#### (1) 一般の教科を取得希望の場合



#### (2) 実習の教科を取得希望の場合

→ 看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習



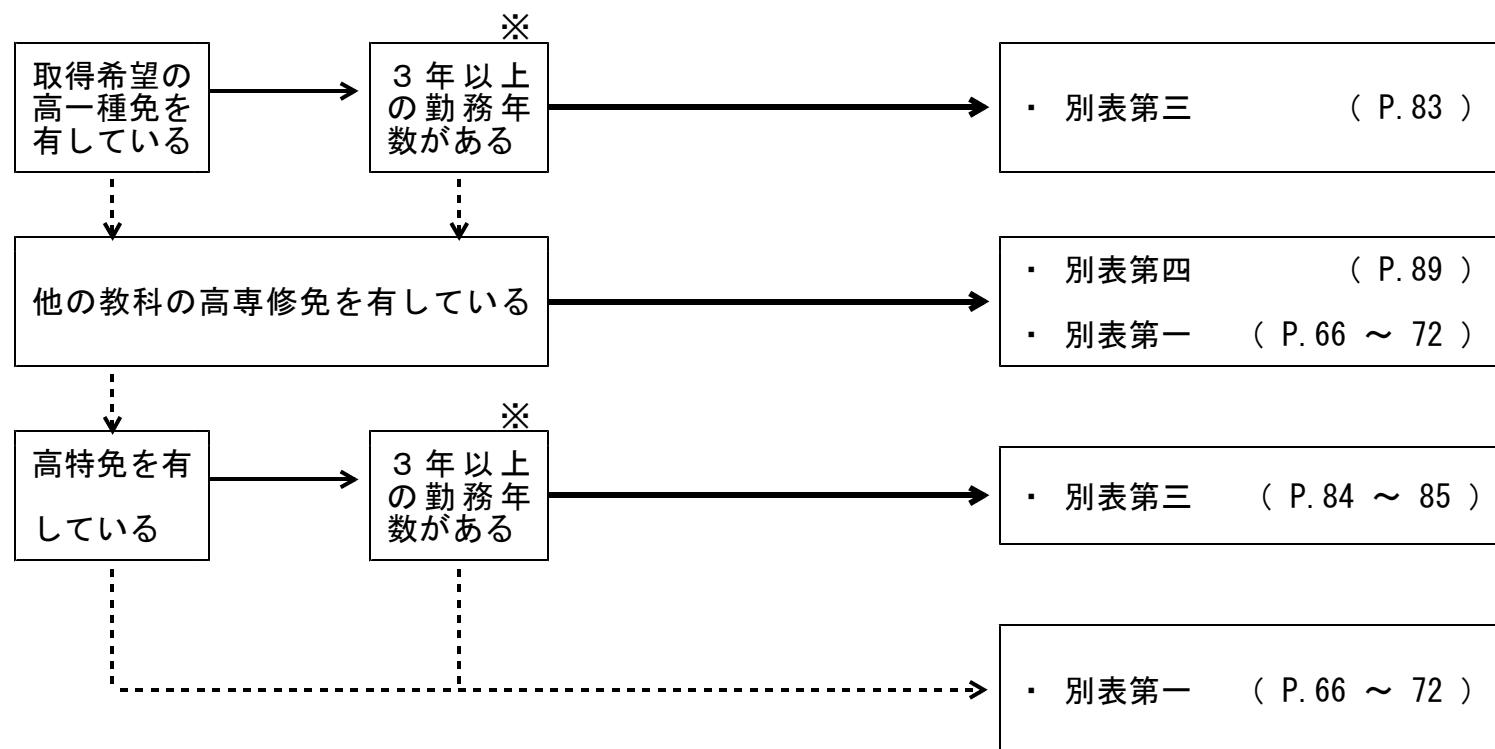
#### (3) 教科の領域の一部に係る事項及び『看護』、『情報』、『福祉』の免許を取得希望の場合

→ 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務

教員資格認定試験 (P. 140 ~ 141)

## ◎ 高等学校教諭専修免許状取得希望の場合

### (1) 一般の教科を取得希望の場合



### (2) 実習の教科を取得希望の場合



※ 基礎となる高一種免又は高特免での勤務年数であること。



## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第一）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第一抜粋】

免 訸 状 の 種 類	基 礎 資 格	最 低 修 得 单 位 数
教科及び教職に関する科目		
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位 ※1
	一種免許状	学士の学位 ※2

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。 【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 専修免許状に定められる必要単位数から一種免許状に定められる必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。

【別表第一備考第7号】

### 注意

1 修得単位は、認定課程を有する大学又は教職特別課程で修得したものであること。 【別表第一備考第5号イ、第6号】

2 別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位の修得が必要である。

【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】

3 一種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状を受けようとする場合、一種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。 【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】

**②「教科及び教職に関する科目」の修得方法 【免許法施行規則第5条】**

P. 68 ~ 70 参照

**③「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法**

**【免許法施行規則第5条】**

P. 71 ~ 72 参照

**② 高等学校教諭：「教科及び教職に関する科目」の修得方法**  
**【免許法施行規則第5条1項の表】**

欄	教科及び 教職に関する 科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
			専修	一 種
2	教科及び教科 の指導法に 関する科目	教科に関する専門的事項（P.71～72 参照）  (受けようとする教科の)各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	24	24
3	教育の基礎的理解 に関する科目 ※5	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）※1		
4	道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教 職に関する科目 ※5	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
5	教育実践に 関する科目 ※5	教育実習（事前事後指導1単位を含む。） ※2、※3、※4	3 (2)	3 (2)
		教職実践演習 ※6	2	2
6	大学が独自に設定する科目	※7	36	12
計			83	59

- ◎ 次の免許教科を取得する場合に、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数の半数までを「教科に関する専門的事項に関する科目」で代替することができる。

この場合、「各教科の指導法に関する科目」は1単位以上、その他の科目は最低修得単位数の（　）の数字以上の単位を修得すること。

【同表備考第5号】

数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、  
水産、商船



「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」で代替することができる。 【同表備考第6号】

- ※1 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合は「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」の内容を含むことを要しない。

【免許法施行規則第2条第1項表備考4号】

- ※2 高等学校及び中学校の教育を中心とする。この場合、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び後期課程、並びに特別支援学校の中等部及び高学部を含む。

【免許法施行規則第4条第1項表備考5号、同表備考第3号】

- ※3 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。

この場合は、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合のそれぞれの科目を充当することはできない。

【免許法施行規則第2条第1項表備考8号】

- ※4 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は中学校（中等教育学校の後期課程、前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目（「教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の部分に限る。）又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に

関する科目」若しくは「教育実践に関する科目（「教育実習」を除く。）」の単位をもって代替することができる。

【免許法施行規則第4条第1項表備考8号】

※5 幼稚園、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目的単位を充当できる。

【同表備考第4号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→ 8単位まで
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→ 2単位まで
- ・「教育実習」→ 2単位まで
- ・「教職実践演習」→ 2単位まで

※6 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない（平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。）。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。

【20省令附則第2条、第3条】

※7 大学が独自に設定する科目的修得方法は次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

・専修免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

・一種免許状

教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

【免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号】

### ③高等学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第4条第1項の表備考第2号、第3号、第4号及び

同法施行規則第5条第1項の表備考第1号】

免許教科	教科に関する専門的事項
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）</li> <li>・国文学（国文学史を含む。）</li> <li>・漢文学</li> </ul>
地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本史</li> <li>・外国史</li> <li>・人文地理学・自然地理学</li> <li>・地誌</li> </ul>
公民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」</li> <li>・「社会学、経済学（国際経済を含む。）」</li> <li>・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」</li> </ul>
数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代数学</li> <li>・幾何学</li> <li>・解析学</li> <li>・「確率論、統計学」</li> <li>・コンピュータ</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソルフェージュ</li> <li>・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）</li> <li>・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）</li> <li>・指揮法</li> <li>・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</li> </ul>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・彫刻</li> <li>・デザイン（映像メディア表現を含む。）</li> <li>・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</li> </ul>
工芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図法・製図</li> <li>・デザイン</li> <li>・工芸製作（プロダクト製作を含む。）</li> <li>・工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）</li> </ul>
書道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書道（書写を含む。）</li> <li>・書道史</li> <li>・「書論、鑑賞」</li> <li>・「国文学、漢文学」</li> </ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育実技</li> <li>・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）</li> <li>・生理学（運動生理学を含む。）</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</li> </ul>
看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」</li> <li>・看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）</li> <li>・看護実習</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</li> <li>・被服学（被服実習を含む。）</li> <li>・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）</li> <li>・住居学</li> <li>・保育学</li> </ul>

免許教科	教科に関する専門的事項
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理</li> <li>・コンピュータ・情報処理</li> <li>・情報システム</li> <li>・情報通信ネットワーク</li> <li>・マルチメディア表現・マルチメディア技術</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>
水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉学（職業指導を含む。）</li> <li>・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉</li> <li>・社会福祉援助技術</li> <li>・介護理論・介護技術</li> <li>・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）</li> <li>・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解</li> <li>・加齢に関する理解・障害に関する理解</li> </ul>
商船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商船の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>
職業指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導</li> <li>・職業指導の技術</li> <li>・職業指導の運営管理</li> </ul>
英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語学</li> <li>・英語文学</li> <li>・英語コミュニケーション</li> <li>・異文化理解</li> </ul>
宗教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教学</li> <li>・宗教史</li> <li>・「教理学、哲学」</li> </ul>

### 注意

- 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める『教科に関する専門的事項』に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。
- 2 『教科に関する専門的事項』には、一般的包括的な内容が含まれていなければならない。
- 3 英語以外の外国語の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。
- 4 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。  
ただし、免許教科『職業』の「農業、工業、商業、水産」については、2以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。(水産は商船に代替することができる。)



## イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第三）

### （1）高等学校助教諭免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

#### ① 短期大学卒業等の場合

<b>高等学校助教諭免許状取得後、</b> 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12
<b>高等学校助教諭免許状取得後、</b> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

<b>教科に関する専門的事項に関する科目</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>							
	10	9	8	7	6	5	4	3
P. 81 ~ 82 参照								

<b>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育基礎的理解に関する科目等</b>	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>							
	12	11	10	9	7	6	5	4
教育の基礎的理解に関する科目								
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」	4	4	4	3	3	3	2	1
のうちいずれかの事項 1 以上								
各教科の指導法に関する科目								
<b>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</b>	※3	※3	※3	※2	※2	※2	※1	※1
	「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」							
「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	2	2	2	2	1	1	1	1
のうちいずれかの事項 1 以上								

<b>大学が独自に設定する科目</b>	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	8	7	7	6	5	4	4	3
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

\* 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。

また、少年院、文部科学大臣が認定した在外教育施設又は国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。 【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。

【別表第三備考第6号】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 申請時に高等学校助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある

【H10全国会議問10】

7 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

## (1) 高等学校助教諭免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

### ② 4年制大学卒業等の場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

<u>高等学校助教諭免許状取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数</u>	3	4	5	6
<u>高等学校助教諭免許状取得後、 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数</u>	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する科目	最 低 修 得 单 位 数	5	4	4	3
	P. 81 ~ 82 参照				

各教科の指導法に関する科目又は教諭教育の基礎的理解に関する科目等	最 低 修 得 单 位 数	7	6	5	4
	教育の基礎的理解に関する科目				
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」	3	2	2	1	
のうちいずれかの事項 1 以上					
各教科の指導法に関する科目					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「総合的な学習の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	2	※ 1	※ 1	※ 1
のうちいずれかの事項 1 以上					

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	8	6	5	3
--------------	--	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。

また、少年院、文部科学大臣が認定した在外教育施設又は国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。 【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得すること。

【別表第三備考第6号】

5 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 申請時に高等学校助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある。

【H10全国会議問10】

7 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「保育内容の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

# (1) 高等学校助教諭免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

## ③ 高等学校卒業の場合【免許法施行規則第14項】

\*高一種免（保健）を受けようとする者で、看護師免許証を有している場合は、P. 77 ~ 78 へ

高等学校助教諭免許状取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
高等学校助教諭免許状取得後、 大学において修得を必要とする総修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する科目	最 低 修 得 单 位 数	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	9	8	7	6	5	4	3
	P. 81~82 のとおり																	

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最 低 修 得 单 位 数	24	23	23	20	19	18	17	15	14	13	12	10	9	8	7	5	4
	教育の基礎的理解に関する科目																	

「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」  
 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」  
 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」  
 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」  
 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」  
 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」

のうちいずれかの事項 1 以上

各教科の指導法に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

「総合的な探求の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」

「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」

のうちいずれかの事項 1 以上

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	16	15	14	14	13	12	11	10	10	9	8	7	6	5	5	4	3
--------------	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

\* 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか 1 以上の科目又は事項を修得のこと。

## (1) 高等学校助教諭免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

- ④ 高等学校卒業者が高一種免（保健）を受ける場合に、修業年限2年の看護師養成施設卒業の場合  
【免許法施行規則附則第38項、第39項】

<u>高等学校助教諭免許状取得後</u> 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
<u>高等学校助教諭免許状取得後</u> 大学において修得を必要とする総修得単位数	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する科目	P. 81~82 のとおり	12	11	10	9	8	8	7	6	5	4	3
-------------------	---------------	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最 低 修 得 单 位 数		16	15	14	12	11	10	9	8	6	5	4
	教育の基礎的理解に関する科目												
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上		5	5	5	4	4	4	3	3	3	2	1	
各教科の指導法に関する科目													
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒、教諭等に関する科目	「総合的な探求の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	※4	※4	※4	※3	※3	※3	※2	※2	※2	※1	※1	
	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び大学がこれに加える準ずる科目	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3
--------------	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

\* 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

# (1) 高等学校助教諭免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

⑤ 高等学校卒業者が高一種免（保健）を受ける場合に、修業年限3年の看護師養成施設卒業の場合 【免許法施行規則附則第38項、第39項】

<u>高等学校助教諭免許状(保健)</u> 取得後	4	5	6	7	8	9	10	11
高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数								
<u>高等学校助教諭免許状取得後</u>	45	40	35	30	25	20	15	10
大学等において修得を必要とする総最低修得単位数								

教科による 専門的事項による 科目	最 低 修 得 单 位 数	10	9	8	7	6	5	4	3
	P. 81 ~ 82 参照								

各教科導関科はのの基礎的理解する事項等	最 低 修 得 单 位 数	12	11	10	9	7	6	5	4
	教育の基礎的理解に関する科目								
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」	4	4	4	3	3	3	2	1
	のうちいずれかの事項1以上								
	各教科の指導法に関する科目								
道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「総合的な探求の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」	※3	※3	※3	※2	※2	※2	※1	※1
	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	2	2	2	2	1	1	1	1
	のうちいずれかの事項1以上								

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目	8	7	7	6	5	4	4	3
--------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちの該当の事項」についていずれか1以上の科目又は事項を修得のこと。

# 高等学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【県教委規則第36条】

免許 教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	
		10単位以上	10単位未満
国語	・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
地理歴史	・日本史 ・外国史 ・人文地理学・自然地理学 ・地誌	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
公民	・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ・「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
理科	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
音楽	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
美術	・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
工芸	・図法・製図 ・デザイン ・工芸製作（プロダクト製作を含む。） ・工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
書道	・書道（書写を含む。） ・書道史 ・「書論、鑑賞」 ・「国文学、漢文学」	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
保健体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
保健	・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
看護	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） ・看護実習	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上

免許 教科	教 科 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 单 位 数	
		10単位以上	10単位未満
家庭	・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
情報	・情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 ・コンピュータ・情報処理 ・情報システム ・情報通信ネットワーク ・マルチメディア表現・マルチメディア技術	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
農業	・農業の関係科目 ・職業指導	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
工業	・工業の関係科目 ・職業指導	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
商業	・商業の関係科目 ・職業指導	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
水産	・水産の関係科目 ・職業指導	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
福祉	・社会福祉学（職業指導を含む。） ・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論・介護技術 ・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ・加齢に関する理解・障害に関する理解	左のすべての科目について各1単位以上	左の2以上の科目について各1単位以上
商船	・商船の関係科目 ・職業指導	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
職業 指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
英語	・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上
宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」	左のすべての科目について各1単位以上	左の1以上の科目について各1単位以上

◎ 英語以外の外国語の「教科に関する科目」の単位修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。  
【免許法施行規則第4条の表備考第2号】

## (2) 高等学校教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>高等学校教諭一種免許状又得後</u> 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>高等学校教諭一種免許状又得後</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※2 15
※1 「大学が独自に設定する科目」	大学院又は大学の専攻科（短期大学を除く。）で修得のこと。

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得のこと。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

※2 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目でもよい。

【免許法施行規則第11条の表備考第1号】

### 注意

1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院、自立支援施設、文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条、H12.3免許法施行規則附則第5項】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

### (3) 高等学校教諭特別免許状から専修免許状を取得する場合

【免許法施行規則第11条の2の表】

<u>高等学校教諭特別免許状取得後、</u> 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>高等学校教諭特別免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	25

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	<b>最低修得単位数</b>	10 ※2
	教育の基礎的理解に関する科目	
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	6
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	4

大学が独自に設定する科目	上記の「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	※2、※3 15
--------------	---	-------------

※1 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、公開講座、単位修得試験において修得すること。

【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

※2 大学院又は大学の専攻科において修得すること。

【別表第三表備考第4号】

※3 このうち3単位は、「各教科の指導法に関する科目」、又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目でもよい。

【同表備考第1号】

## **注意**

1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。

また、少年院、教護院又は文部科学大臣が認定した在外教育施設及び国際協力機構法に基づいて青年海外協力隊員等として教育に従事した期間も含む。

【別表第三第3欄、免許法施行規則第67条】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

## ウ 教員歴による「隣接校種」の免許状の取得方法（別表第八）

中学校教諭普通免許状（二種を除く）から高等学校教諭一種免許状を取得する場合<sup>\*1</sup>  
【免許法施行規則第18条の2の表】

中学校教諭普通免許状（二種を除く）取得後、 中学校等又は高等学校等の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数	3
中学校教諭普通免許状（二種を除く）取得後、 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	12

各教科の指導法に関する科目	最 低 修 得 单 位 数	4
	「(受けようとする教科の) 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※1	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 の全ての事項	2

大学が独自に設定する科目	最 低 修 得 单 位 数	8
	P. 88 参照	

※1 P. 87 参照

### 注意

- 1 在職年数には、特別支援学校の中学校部、高等部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程、後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。  
【別表第三第3欄】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした短期大学の専攻科、認定講習、公開講座、単位修得試験において単位修得のこと。【別表第三備考第6号】

## ※1 第18条の3の第1項の表

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、この表に定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

# 大学が独自に設定する科目の修得方法

【免許法施行規則第18条の2の表備考第3号】

免許教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
公民	<ul style="list-style-type: none"><li>・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」</li><li>・「社会学、経済学（国際経済を含む。）」</li><li>・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」</li></ul>	<p>左の科目について 1 科目以上 1 単位以上</p>
地理歴史	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本史</li><li>・外国史</li><li>・人文地理学・自然地理学</li><li>・地誌</li></ul>	<p>左の科目について 1 科目以上 1 単位以上</p>
情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報システム</li><li>・情報通信ネットワーク</li><li>・マルチメディア表現・マルチメディア技術</li></ul>	<p>左の科目について 各 1 単位以上</p>
工業	<ul style="list-style-type: none"><li>・工業の関係科目</li><li>・職業指導</li></ul>	<p>左の科目について 各 2 単位以上</p>

※選択した科目は（　　）書きの内容を含めなければならない。

## 1 公民、地理歴史、情報、工業の免許を取得

上記の表の単位を必ず修得し、最低修得単位数に不足する場合は、それぞれ取得しようとする教科の教科に関する専門的事項に科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは大学が加えるこれに準ずる科目の中から任意で修得すること。

## 2 上記以外の免許を取得

取得しようとする教科の教科に関する専門的事項に科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは大学が加えるこれに準ずる科目の中から任意で修得すること。

## 3 「　　」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。

【免許法施行規則第4条の表備考第3号】

## エ 「他の教科」の免許状の取得方法（別表第四）

所要資格【別表第四抜粋】

受けようとする他の教科についての免許状の種類		所有している免許状	最低修得単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	※1、※3 20	※2、※3 4	※4 24
	一種免許状	専修免許状 一種免許状	※1、※3 20	※2、※3 4	—

※1 P.81～82 参照

なお、「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。【免許法施行規則第15条の表備考第1号、第4条の表備考第2号】

※2 受けようとする免許教科の「各教科の指導法に関する科目」である。

【免許法施行規則第15条の表備考第2号】

※3 大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験で修得すること。

【別表第三備考第6号】

※4 大学院又は大学の専攻科で修得すること。【同表備考第2号】

### 注意

1 この表により専修免許状を取得しようとする場合、その取得しようとする教科の一種免許状を有しているときは、「大学が独自に設定する科目」24単位を修得すればよい。

【同表備考第4号】

2 既に大学等で修得している単位がある場合、新たに取得しようとする教科の単位として使用できるかどうかは、大学等の学力に関する証明書により判断する。

3 次の免許法第16条の4第1項に定める「教科の領域の一部に係る事項」についての高等学校教諭一種免許状を有する者が、次の教科の免許状を取得する場合は次の科目及び単位を修得したものとみなし、上記の表から差し引いて修得すればよい。

【免許法施行規則第15条第2項】

受けている免許状の事項	受けようとする免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目
柔道 剣道	保健体育	体育実技 体育原理、体育心理学、体育経営管理学 又は体育社会学及び運動学（運動方法学を含む。）	2 2 (保健体育) 1
情報技術 建築 インテリア デザイン	工業	工業の関係科目	4 (工業) 1
情報処理 計算実務	商業	商業の関係科目	4 (商業) 1

## 才 教育職員検定による「実習の教科」の免許状の取得方法

### (1) 別表第五による取得方法

#### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第五抜粋】

免許状の種類	基 础 資 格	基礎資格取得後の 最 低 修 得 单 位 数	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等
高等学校 教諭	専修 免許状	それぞれの実習に係る高等学校教諭一種免許状取得後、 <u>3年</u> 以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務したこと	※3 15
	一種 免許状	イ 大学においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻して、 <u>学士の学位を有し</u> 、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	—
		ロ それぞれの免許状に係る臨時免許状取得後、 <u>3年</u> 以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務したこと	5 5

※1 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第五備考第1号の2、免許法施行規則第68条の2】

※2 高等学校卒業で臨時免許状を受けている場合は、「6年」と読み替える。  
【29改正法附則第8項】

※3 「大学が独自に設定する科目」を修得のこと。  
【免許法施行規則法第16条第1項の表】

#### 注意

在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】

- ② 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法【県教委規則第36条】  
P. 93 参照
- ③ 「「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」」の修得方法  
【県教委規則第36条】  
P. 94 参照
- ④ 「大学が独自に設定する科目」の修得方法【免許法施行規則16条第5項】  
上記の②及び③のうち 1 以上の科目について修得すること。

## (2) 免許法附則第9項による取得方法

### ① 基礎資格及び最低修得単位数

免 許 状 の 種 類	基 础 資 格	基 础 資 格 取 得 後 の		
		※1 在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	
高等学校教諭	一種免許状	イ 大学においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又はこれと同等以上の資格を有すること	3	5
		ロ 高等専門学校においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること	3	5
		ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上の資格を有すること	6	5
		ニ <sup>※2</sup> 9年以上それぞれの実習に関する実地の経験を有すること	3	5

※1 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の実習助手として、良好な成績で勤務した期間であること。

※2 小学校から最終学校を卒業（修了）するまでの修業年限の合計が9年に不足する場合は、9年に不足する年数に2を乗じ得た年数を9年に加えた年数以上と読み替える。  
【免許法附則第9項の表備考第3号】

### ② 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法 【県教委規則第36条】

P. 93 参照

### ③ 「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法 【県教委規則第36条】

P. 94 参照

② 高等学校教諭：「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法  
【県教委規則第36条】

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位数
看護実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」</li> <li>・看護学（成人看護、老年看護学及び母子看護学を含む。）</li> <li>・看護実習</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上
家庭実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</li> <li>・被服学（被服実習を含む。）</li> <li>・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）</li> <li>・住居学</li> <li>・保育学</li> </ul>	左の2以上の科目について各1単位以上
情報実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理</li> <li>・コンピュータ・情報処理</li> <li>・情報システム</li> <li>・情報通信ネットワーク</li> <li>・マルチメディア表現・マルチメディア技術</li> </ul>	左の2以上の科目について各1単位以上
農業実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上
工業実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上
商業実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上
水産実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上
福祉実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉学（職業指導を含む。）</li> <li>・高齢者社会、児童福祉及び障害者福祉</li> <li>・社会福祉援助技術</li> <li>・介護理論及び介護技術</li> <li>・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）</li> <li>・人体構造及び日常生活行動に関する理解</li> <li>・加齢及び障害に関する理解</li> </ul>	左の2以上の科目について各1単位以上
商船実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商船の関係科目</li> <li>・職業指導</li> </ul>	左の1以上の科目について各1単位以上

※ 「 」書きについては、そのうち1以上の科目について修得すること。

③ 高等学校教諭：「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法 【県教委規則第36条】

各教科の指導法に関する科目 又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	
	別表第五	附則9項
教育の基礎的理解に関する科目  「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項1以上	1	2
各教科の指導法に関する科目  道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目  「総合的な探求の時間の指導法」 「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術」 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」  「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	※ 1	※ 1

※ 「各教科の指導法に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち該当の事項について1以上の科目または事項を修得のこと。

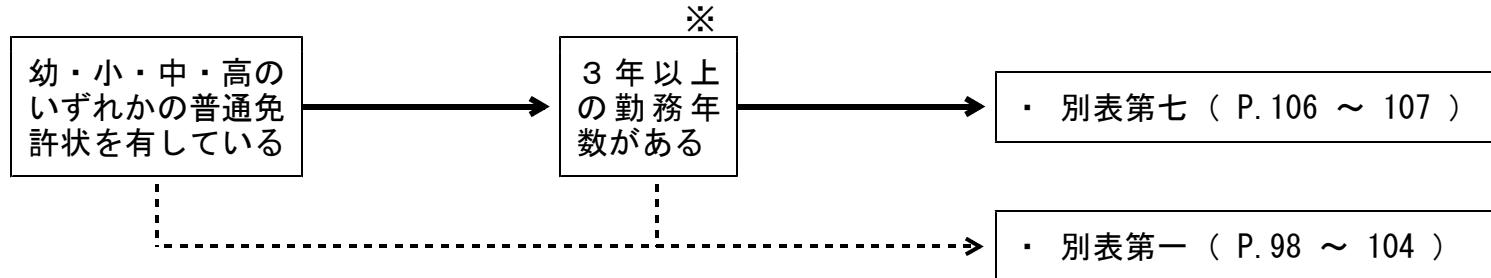
## 第5節 特別支援学校教諭の普通免許状



《授与》

### ◎ 特別支援学校教諭二種免許状取得希望の場合

#### (1) 特別支援学校教諭免許状を取得希望の場合



※ 基礎となる免許状での勤務年数であること。

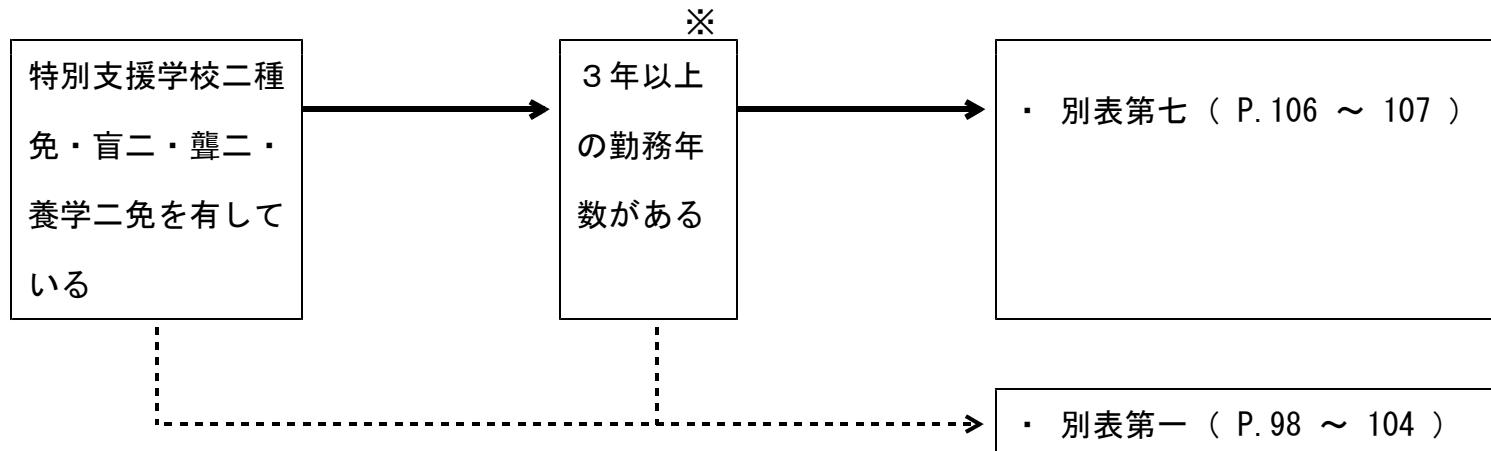
#### (2) 特別支援学校自立教科教諭免許状を取得希望の場合

免許法第17条（P.112～115）

---

### ◎ 特別支援学校教諭一種免許状取得希望の場合

#### (1) 特別支援学校教諭免許状を取得希望の場合



※ 基礎となる二種免・教育領域での勤務年数であること。

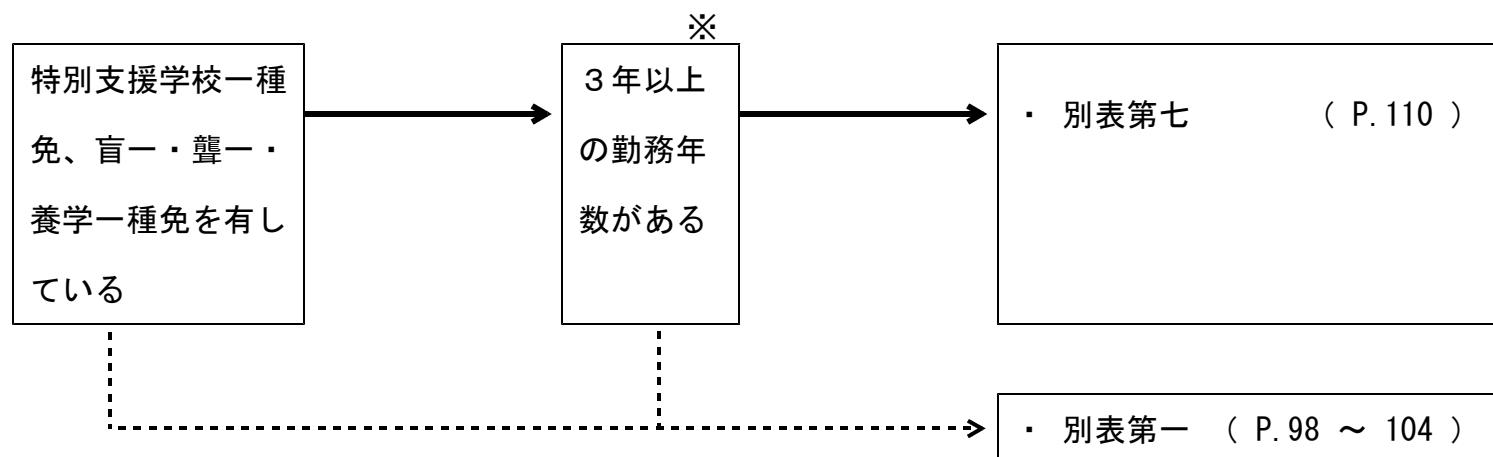
#### (2) 特別支援学校自立教科教諭の免許状を取得希望の場合

免許法第17条（P.112～115）

#### (3) 特別支援学校自立活動教諭の免許状を取得希望の場合

教員資格認定試験（P.138～139）

◎ 特別支援学校教諭専修免許状取得希望の場合（「自立教科」及び「自立活動」にはない。）



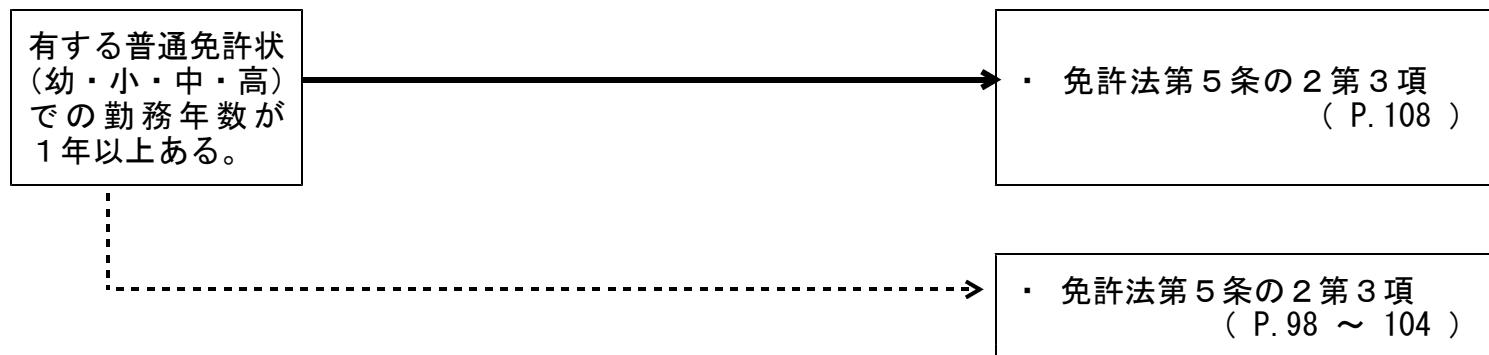
※ 一種免許状取得後の特別支援学校、盲・聾・養護学校での勤務年数であること。

《領域追加》

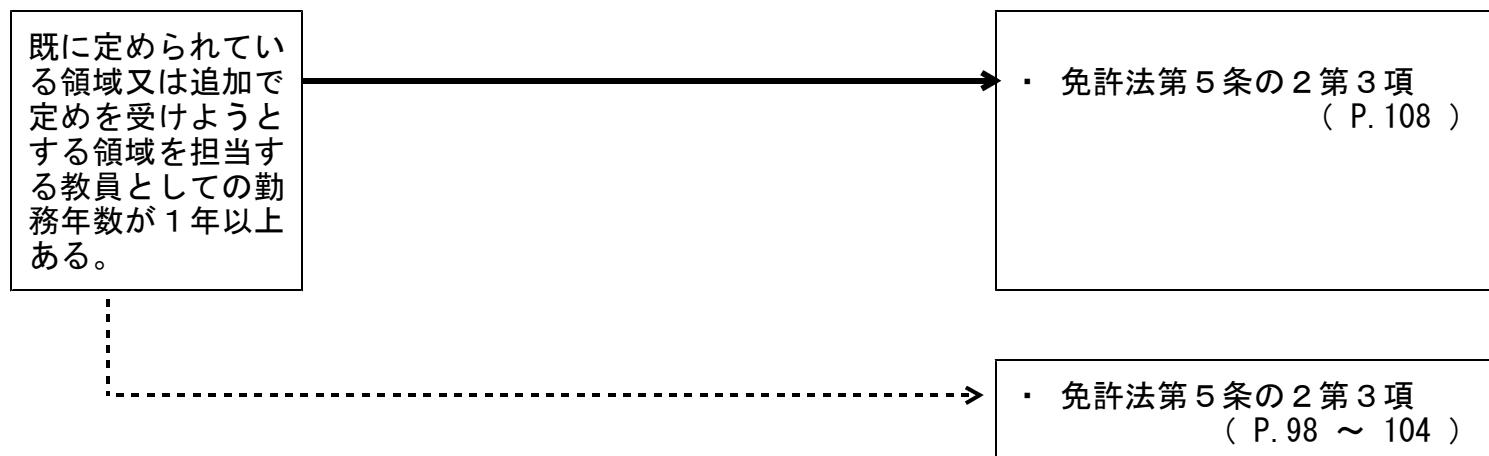
◎特別支援学校免許状に定められる領域以外の領域の免許を取得する場合

◎特別支援学校免許を所持し、他の領域を定めた特別支援学校免許を取得する場合の考え方

① 二種免許状



② 一種免許状 及び 専修免許状



◎盲・聾・養護学校免許を所有し、他の領域を定めた特別支援学校免許を取得する場合の考え方

盲・聾・養護学校教諭免許状は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものと見なされているため、盲・聾・養護学校教諭免許状を所持する者が新たに他の領域を追加する場合にも、上記特別支援学校教諭免許状を所持する者と同様である。

## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第一）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第一抜粋】

免 許 状 の 種 類	基 础 資 格	最 低 修 得 単 位 数	
		特別支援教 育に 関する 科目	
特別支援学校 教諭※1	専修免許状	※2 <u>修士の学位及び幼、小、中、高</u> のいずれかの普通免許状を有すること	※4 50
	一種免許状	※3 <u>学士の学位及び幼、小、中、高</u> のいずれかの普通免許状を有すること	※5 26
	二種免許状	幼、小、中、高のいずれかの 普通免許状を有すること	16

※1 特別支援学校教諭は1又は2以上の特別支援教育領域を定めるものとする。  
特別支援教育領域

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域

【免許法第2条第5項 免許法第5条の2第2項】

※2 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※3 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 平成元年3月31日以前に教員として採用された者で、同年4月1日に引き続き教員であった者は、学士の学位を有することを要しない。

【63改正法附則第8項】

※4 専修免許状から一種免許状の「特別支援教育に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
専修免許状取得について → P. 103 参照

【別表第一備考第7号】

※5 短期大学及び大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。ただし、一種免許状から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位については、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得すること。

【別表第一備考第8号、免許法施行規則第22条の3】

### 注意

1 修得単位は、認定課程を有する大学又は特別支援教育特別課程で修得したものであること。 【別表第一備考第5号イ、第6号】

2 18年改正法附則第5条第1項の規定により、新免許状の授与を受けたとみなされる者については、新免許法別表第一第3欄の特別支援教育に関する科目の最低単位数を修得したものとみなす。 【18年改正法附則第5条第2項】

3 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、「特別支援教育に関する科目」の一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得すればよい。

【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】

4 専修免許状若しくは一種免許状を受けようとする場合、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。 【免許法施行規則第10条の2第3項】

二種免から一種免への上進の考え方 → P. 104 参照

② 「特別支援教育に関する科目」の修得方法 【免許法施行規則第7条】

P. 100 ~ 101 参照

## ②「特別支援教育に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第7条第1項の表】

欄 欄	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	左の科目に含めるべき科目	領 域	最 低 修 得 单 位 数		
				専 修	一 種	二 種
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目 ※1		全 領 域	2	2	2
2 特別支援教育領域に 関 す る 科 目 ※2※3	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		視 覚 ・ 聴 覚	1 8	1 8	1 4
				2	2	1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知 的 ・ 肢 体 ・ 病 弱	1 4	16	16
				2	4	2
3 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		全 領 域	5	5	3
4 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 (事前事後指導を含む。) ※5			全 領 域	3	3	3
	上記の科目及び免許状教育領域に応じ大学の加える特別支援教育に関する科目		全 領 域	24		
計				50	26	16

※1 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むこと。  
【同表備考第1号】

※2 受けようとする免許状教育領域について、それぞれ表記の単位を修得すること。  
【同表備考第2号】

※3 受けようとする免許状の教育領域を中心とする単位を修得すること。  
受けようとする特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育のうち、一つの領域を中心として教授するものでなければならない。  
【教員免許課程認定審査基準】

※4 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者、その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、受けようとする特別支援領域以外の全ての事項を含まなければならない。（含む領域として設定された科目の履修可）  
【同表備考第3号】

授業科目には「中心となる領域」「含む領域」を定める必要がある。

- ・「その他教育上特別の支援を必要とする者に対する教育」  
＝重複障害、言語障害、情緒障害、LD、ADHDに関する教育領域
  - ・上記の教育内容は、「中心となる領域」として科目設定されなければならない。
- 【課程認定申請要領】

※5 特別支援学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、表に掲げる「特別支援教育に関する科目」（教育実習を除く。）の単位をもって代替できる。  
【同表備考第4号】

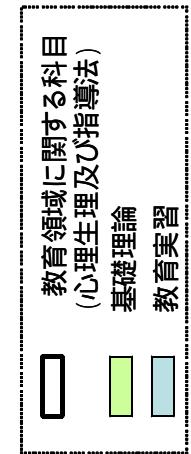
## ◎ 領域の追加について【免許法5条の2第3項】

1 教育領域の追加の定めを受けようとする場合の単位の修得は、追加しようとする領域の種類に応じて、上記の表第2欄の単位を修得すること。

この際、最初に授与を受ける際、および領域の追加を受ける際に修得した単位（第3欄として利用した単位で、これから授与を受けようとする教育領域を中心とする単位に限る）を利用することができる。

ただし、第2欄の単位として利用したことにより、第3欄の単位が不足する場合は、第3欄について新たに単位を修得する必要がある。

【施行規則第7条第3項、第4項】



### 《単位修得の例》

**知的・肢体・病弱以外の障害**  
=視覚、聴覚、LD等

免許状に定める  
教育領域以外の  
障害に関する科  
目：5 単位

重複・LD等 (3 単位)  
視覚 (1 单位)  
聴覚 (1 单位)

**知的障害**  
6単位

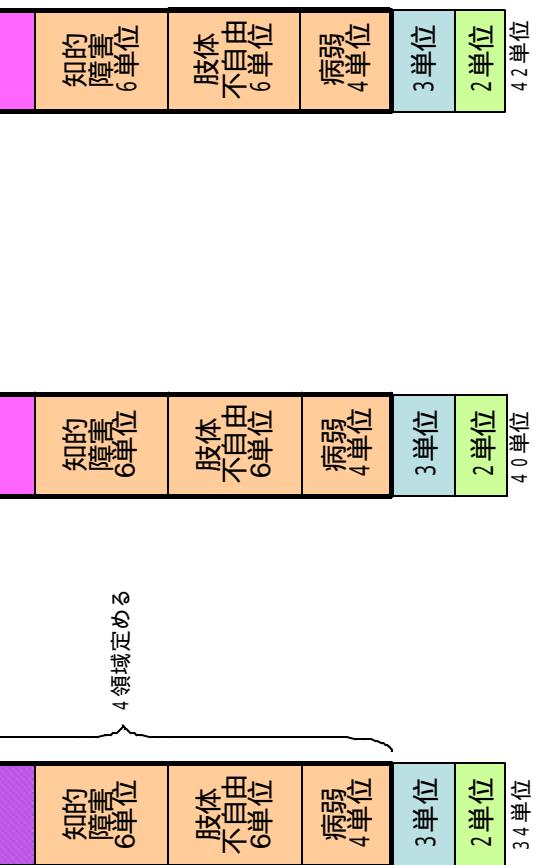
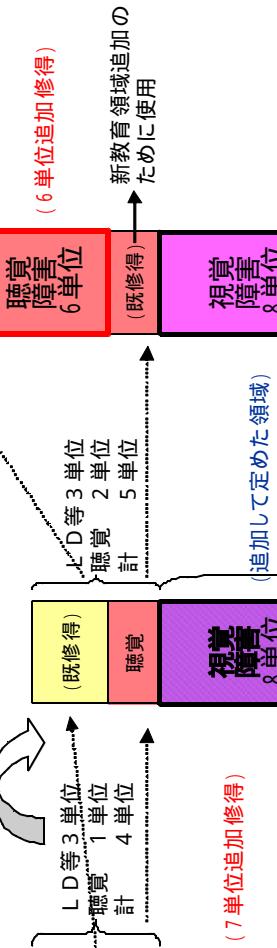
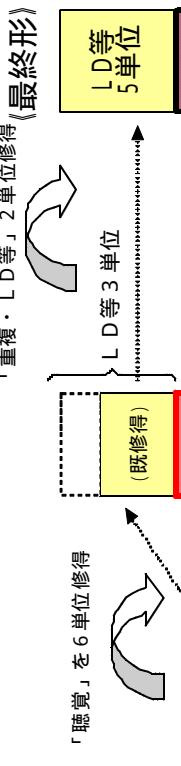
**肢体不自由**  
6単位

**病弱**  
4単位

3単位  
2単位

26単位

### 新教育領域の追加方法(施行規則第7条第4項関係)



5領域全てを免許状に定める場合  
の最低修得単位数は38単位

- [参考]**
- 「免許状に定める教育領域以外の障害に関する科目」の中に視覚、聴覚、知的、肢体、病弱について主に学んでいる科目がある場合には、教育領域の追加に使用する。
  - 「重複・LD等」の中に含めることのできる内容は「障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」である。  
重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、LD、ADHD 等

# 専修免許状の取得方法について(考え方)

- ①すべての障害に関する一定の知識を修得した上で、「視覚障害」について8単位及び「知的障害」について4単位、「聴覚障害」、「肢体不自由」について各2単位、計26単位を修得

→「特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者に関する教育及び知的障害者に関する教育）」を取得

- ②「特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者に関する教育及び知的障害者に関する教育）」を取得した後に、「視覚障害」について大学院で24単位習得

→「特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者に関する教育及び知的障害者に関する教育）」を取得

※どの分野の単位を修得したのかについては、免許状に裏書する。

## 《一種免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input checked="" type="checkbox"/> 肢体	<input checked="" type="checkbox"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--	--

## 《専修免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input checked="" type="checkbox"/> 肢体	<input checked="" type="checkbox"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--	--

## 《一種免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input checked="" type="checkbox"/> 肢体	<input checked="" type="checkbox"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--	--

## 《専修免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input checked="" type="checkbox"/> 肢体	<input checked="" type="checkbox"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--	--

## 《一種免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input type="radio"/> 肢体	<input type="radio"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

## 《専修免許状》

すべての障害についての知識

<input type="radio"/> 視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚	<input type="radio"/> 知的	<input type="radio"/> 肢体	<input type="radio"/> 病弱
--------------------------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ③「肢体不自由」について+2単位（①とあわせて4単位修得）及び「病弱」について4単位修得  
→「肢体不自由者に関する教育及び病弱者に関する教育」についても教授可能となる  
(①、②で授与された免許状に今回教授可能となった2つの領域を追記する)

- ④「聴覚障害」について+6単位修得（①とあわせて8単位修得）  
→「聴覚障害者に関する教育」についても教授可能となる  
(領域を追記した③の免許状に今回教授可能となった1つの領域を更に追記する)

→**特別支援学校が対象とするすべての障害者に対しての教授が可能となる**

## 二種免から一種免への上進(免許法第5条別表第1による)

特支一種免(知的・肢体・病弱)への上進

### ① 特支ニを別表第1で取得

	特支二種免
第1欄	2単位
第2欄	8単位
第3欄	3単位 * 視覚・聴覚・LD等について修得済み
第4欄	3単位

	特支一種免	
第1欄	2単位	再取得不要
第2欄	16単位	一種免と二種免の差の8単位修得必要 ※ 知・肢・病各2単位以上修得必要(それぞれ「教育課程及び指導法に関する科目」を1単位以上修得必要)
第3欄	5単位	2単位修得必要 ※ 視覚・聴覚・LD等のうち任意の教育領域を修得
第4欄	3単位	再取得不要

### ② 特支ニを別表第7で取得

	特支二種免
第1欄	1単位
第2欄	1単位
第3欄	1単位
第4欄	

	特支二種免			特支一種免
第1欄	2単位			2単位
第2欄	8単位			16単位
第3欄	3単位			5単位
第4欄	3単位			3単位

合計6単位

↑ 取得したとみなされる単位

### ③ 養学ニ免から特支一種免への上進

	養学ニ免
第1欄	2単位
第2欄	旧2欄 4単位 旧3欄 4単位
第3欄	
第4欄	3単位

	特支二種免			特支一種免
第1欄	2単位			2単位
第2欄	8単位			16単位
第3欄	3単位			5単位
第4欄	3単位			3単位

↑ 修得したとみなされる単位



## イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第七）

- (1) 小・中・高・幼の免許状から二種免許状を取得する場合  
(2) 特別支援学校教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合  
【県教委規則第36条】

二 種 免許状	<u>小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭のいずれかの普通免許状取得後、特別支援学校の教員（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数</u>	3
一 種 免許状	<u>特別支援学校教諭二種免許状取得後、その免許状の相当教育領域（複数の教育領域を定めた免許状の場合は、そのいずれかの領域）を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数</u> ※特別支援学級での勤務歴は含まれない	
上記の免許状取得後、大学等において修得を必要とする最低修得 単位数		6

特別支援 教育に關 する科目	第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1
	第 2 欄	特別支援教育領域に関する科目 ※1	1
	第 3 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ※1、※2	1

※1 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」並びに「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含まなければならない。

※2 「免許状に定められる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」及び「その他教育上特別の支援を必要とする者に対する教育（重複障害・LD等）」に関する科目について全ての事項を含む必要がある。

## **注意**

- 1 平成19年3月31日までの盲・聾・養護学校での勤務経験は、特別支援学校及び領域での経験として合算することができる。【18年改正法附則第8条第1項】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、認定講習、公開講座、単位修得試験又は特別支援教育特別課程において単位修得すること。【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】
- 4 最低修得単位数に不足する単位数については、「特別支援教育に関する科目」の中から任意で修得すること。
- 5 旧免許法「特殊教育に関する科目」の単位は、新法「特別支援教育に関する科目」の単位とみなし、別表第七の規定により免許状を受けるために必要な単位に合算することとする。  
【18免許法附則第8条第2項、第3項】

## ◎ 領域の追加について【免許法第5条の2第3項】

教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、追加しようとする領域について、下記のとおり第2欄の単位を修得すること。

- ① 特支二(知・肢・病)を別表第1で取得し、特支二(視・聴)の領域を追加する場合

特支二種免		特支二種免	
第1欄	2単位	第1欄	0単位
第2欄	8単位 <small>* 知・肢・病も含む</small>	第2欄	4単位以上
第3欄	3単位 <small>* 視・聴・LD等について修得済み</small>	第3欄	0単位
第4欄	3単位	第4欄	0単位
合計	16単位	合計	4単位以上

→

再取得不要	
※(視・聴)各2単位以上修得必要 それぞれ「心理・生理・病理に関する科目」を1単位以上、「教育課程及び指導法に関する科目」を1単位以上修得する必要がある。	

- ② 特支二(視・聴)を別表第7で取得し、特支二(知・肢・病)の領域を追加する場合

特支二種免		特支二種免	
第1欄	1単位以上	第1欄	0単位
第2欄	1単位以上 <small>* 視・聴の取得時に確認済み</small>	第2欄	3単位以上
第3欄	1単位以上 <small>* 知・肢・病・LD等について修得済み</small>	第3欄	0単位
第4欄	0単位	第4欄	0単位
合計	6単位以上	合計	3単位以上

→

再取得不要	
※(知・肢・病)各1単位以上修得必要 それぞれ「心理・生理・病理に関する科目」「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を含む必要がある。	

- ③ 特支一(視・聴)を別表第1で取得し、特支一(知・肢・病)の領域を追加する場合

特支一種免		特支一種免	
第1欄	2単位	第1欄	0単位
第2欄	16単位以上 <small>* 取得している免許状の相当教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域</small>	第2欄	6単位以上
第3欄	5単位 <small>* 知・肢・病・LD等について修得済み</small>	第3欄	0単位
第4欄	3単位	第4欄	0単位
合計	26単位	合計	6単位以上

→

再取得不要	
※(知・肢・病)各2単位以上修得必要 それぞれ「心理・生理・病理に関する科目」を1単位以上、「教育課程及び指導法に関する科目」を1単位以上修得する必要がある。	

④ 特支一(知・肢・病)を別表第7で取得し、特支一(視・聴)の領域を追加する場合

	特支一種免		特支一種免
第1欄	1単位以上	第1欄	0単位
	※1年以上の勤務経験が必要。 (取得している免許状の相当教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域)	第2欄	8単位以上
第2欄		第3欄	0単位
第3欄	1単位以上 * 視・聴・LD等について修得済み	第4欄	0単位
第4欄	0単位	合計	8単位以上
合計	6単位以上		

◎申請にあたっては、基礎免許状取得時の「学力に関する証明書」を添付すること。

最初に授与を受ける際及び以前領域の追加を受ける際に修得した第3欄の単位で、これから授与を受けようとする領域を中心とする単位について利用することが出来る。

【免許法施行規則第18条】

ただし、当該単位が、「教育課程及び指導法に関する科目」「心理・生理・病理に関する科目」の片方だけである場合は、もう片方の科目を履修する必要がある。

【H18全国会議問28】

領域を追加する場合には、1年の在職年数が必要となる。

【免許法施行規則第7条第5項第3号】

### (3) 特別支援学校教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

特別支援学校教諭の一種免許状取得後、その免許状の相当領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
上記の免許状取得後、大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	15
「特別支援教育に関する科目」	大学院等で修得のこと。

#### **注意**

- 1 平成19年3月31日までの盲・聾・養護学校での勤務経験は、対応する特別支援学校及び領域での勤務経験に合算できる。【18年改正法附則第8条第1項】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】



## ウ 「自立教科」等の普通免許状の取得方法

### ① 基礎資格を有する場合【免許法施行規則第64条第1項の表】

免 許 状 の 種 類	教 科	基 础 資 格
特別支援学校 自立教科教諭	理 療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の養成機関の理療科を卒業したこと
		ロ 医師免許を受けていること
	※2、※3 理学療法	別記表の単位を含めて計26単位以上修得すること (P.113 参照)
	音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと
	二 種	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したこと
		※2、※4、※5 理学療法
		別記表の単位を含めて計16単位以上修得すること (P.113 参照)
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと

※1 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許のすべての免許を有していなければならない。(ロの場合は除く。)  
 【免許法施行規則第64条第1項第1号】

※2 理学療法士及び作業療法士法の定めるところによる理学療法士の免許を有していなければならない。【免許法施行規則第64条第1項第2号】

※3 平成18年3月31日までに高等学校教諭の普通免許状、盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての一種免許状又は自立活動の教諭の一種免許状の授与を受けた者であって、理学療法士免許又は医師免許を受けているものには、特別支援学校教諭の理学療法の教科についての一種免許状を授与することができる。【16改正規則附則第2条第1項】

※4 平成18年3月31日までに特別支援学校自立教科教諭の理療の教科について二種免許状の授与を受けた者であって、理学療法士免許を受けている者には、特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。【16改正規則附則第2条第2項】

※5 改正規則の施行の際(H16.7.1)現に高等学校助教諭の臨時免許状又は盲学校特殊教科助教諭の理療の教科についての臨時免許状の授与を受けている者であって、理学療法士免許を受け、かつ、盲学校において理学療法の教科を担任する教員として5年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者には、特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。

【16改正規則附則第2条第3項】

別記 表（理学療法）

免許状の種類	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数		
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2
視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	8	4
	2 1	1 1
視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	5	3
心身に障害のある、幼児、児童または生徒についての教育実習	3	3

各単位の修得方法の細目は、特別支援学校教諭免許状と同様とする

② 教育職員検定に合格した場合【免許法施行規則第64条第2項の表】

免許状の種類	有する免許状	在職年数	※4 ※5 最低修得単位数
特別支援学校	一 種	二 種	※1 理 療 5 10
			※2 理学療法 5 3
			音 楽 10 —
			※3 理 容 10 —
			特殊技芸 10 —
自立教科教諭	二 種	臨 時	※1 理 療 5 15
			※2 理学療法 5 6
			音 楽 5 10
			※3 理 容 5 —
			特殊技芸 5 10

※1 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許のすべての免許を有して（臨：受けて）いなければならない。

【免許法施行規則第64条第1項第1号、第65条第1項第1号】

※2 理学療法士及び作業療法士法の定めるところによる理学療法士の免許を有して（臨：受けて）いなければならない。

【免許法施行規則第64条第1項第2号、第65条第1項第2号】

※3 理容師又は美容師の免許を受けていなければならない。

【免許法施行規則第65条第1項第4号】

※4 左欄の有する免許状を取得した後、その免許状教科で良好な成績で勤務した在職年数。

※5 最低修得単位数の内訳【免許法施行規則第64条第2項】

免許状の種類		特別支援教育に関する科目	単位数
特別支援学校自立教科 教諭一種 免許状	理療	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」 「特別支援教育領域に関する科目」	3
		「理療に関する科目」	7
	理学療法	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」 「特別支援教育領域に関する科目」	3
特別支援学校自立教科 教諭二種 免許状	理療	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	4
		特別支援教育領域に関する科目のうち 「心身に障害のある幼児、児童、又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目」	2
		「理療に関する科目」	9
	理学療法	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	4
		特別支援教育領域に関する科目のうち 「心身に障害のある幼児、児童、又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目」	2
		「音楽に関する科目」	4
	音楽	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	4
		特別支援教育領域に関する科目のうち 「心身に障害のある幼児、児童、又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目」	2
		「音楽に関する科目」	4
	特殊技芸	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	4
		特別支援教育領域に関する科目のうち 「心身に障害のある幼児、児童、又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目」	2
		「免許教科に係る教科に関する科目」	4

### 注意

1 単位は大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は認定講習において修得すること。【免許法施行規則第64条第2項の表第4欄】

### ③ 教員資格認定試験に合格した場合【免許法施行規則第65条の2】

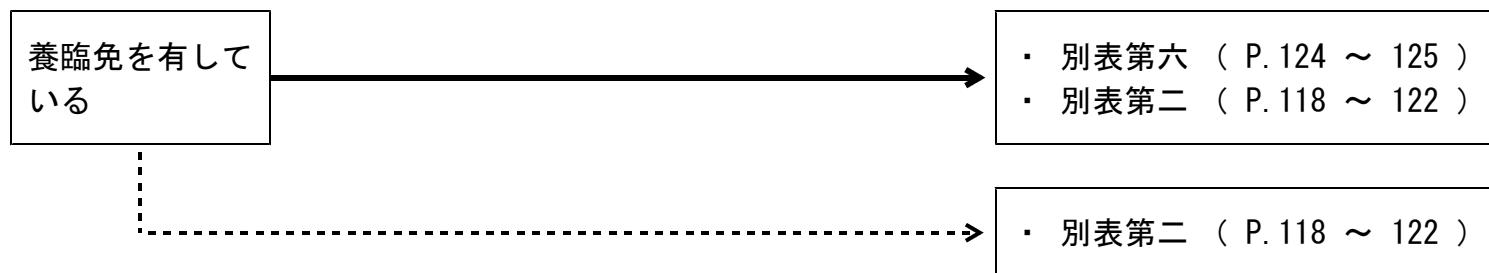
P.138 ~ 139 参照



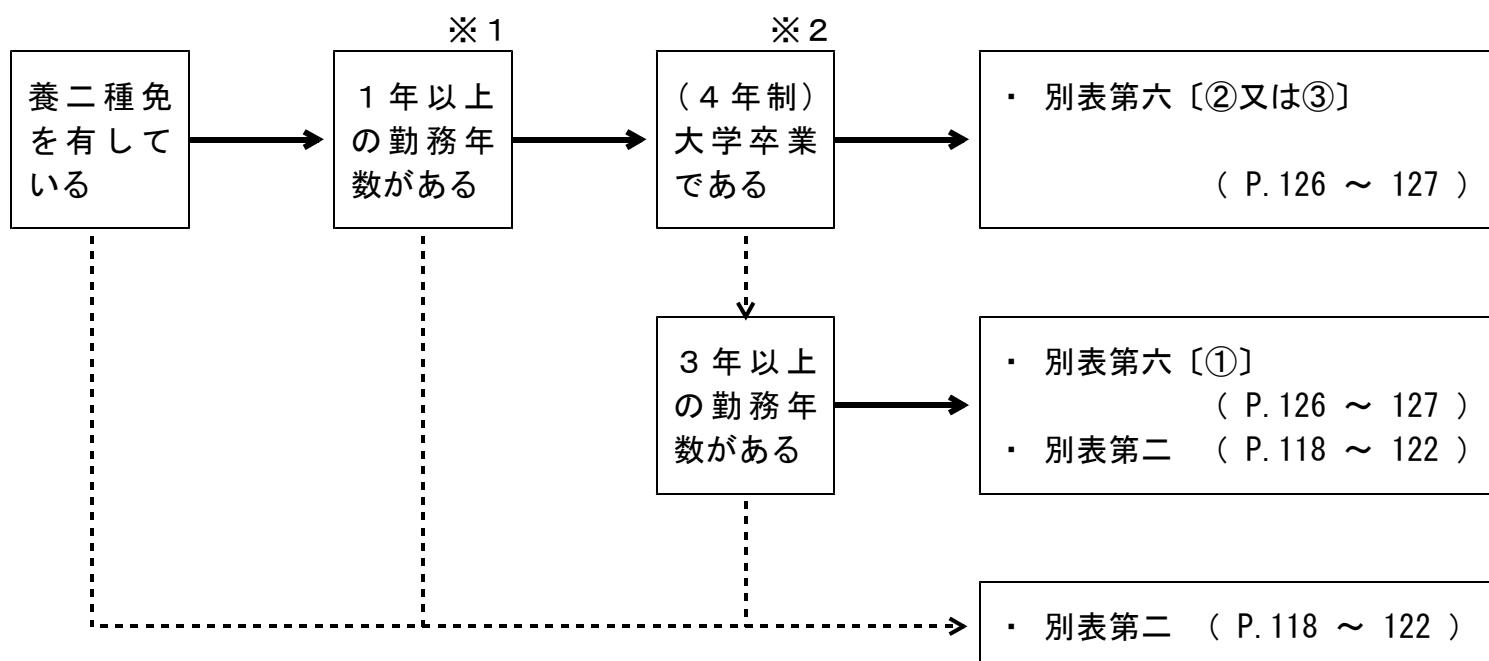
## 第6節 養護教諭の普通免許状



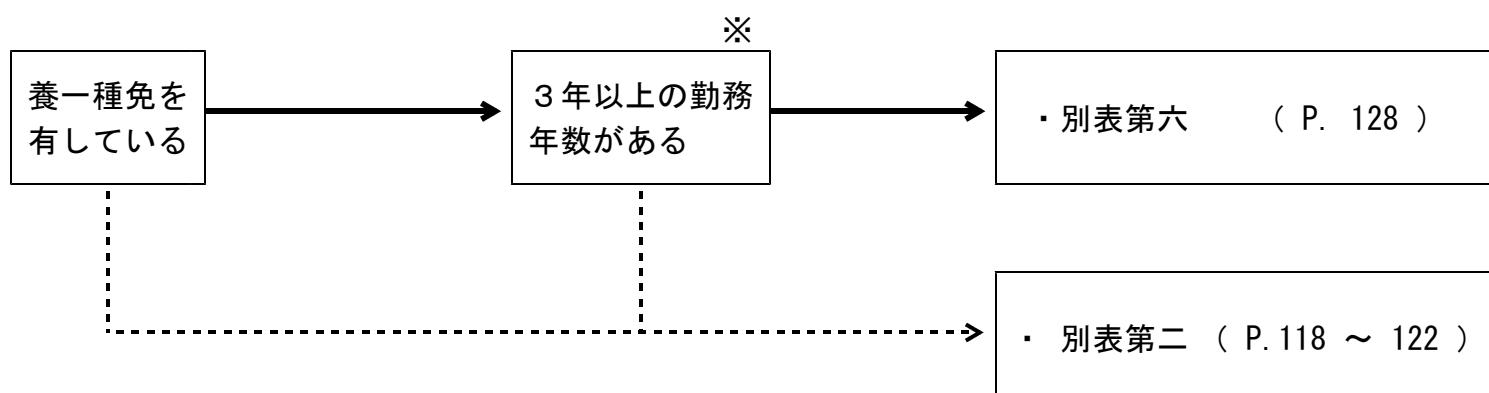
### ◎ 養護教諭二種免許状取得希望の場合



### ◎ 養護教諭一種免許状取得希望の場合



### ◎ 養護教諭専修免許状取得希望の場合



※ 基礎となる養一種免での勤務年数であること。

## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第二）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第二抜粋】

免 訸 状 の 種 類		基 础 資 格	最 低 修 得 单 位 数
			養護及び教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修 士 の 学 位 ※1	80 ※4
	一種免許状	イ 学 士 の 学 位 ※2	56 ※5
		口 保健師免許証を有し、 養護教諭養成機関に半年以上在学	12
		ハ 看護師免許証を有し、 養護教諭養成機関に1年以上在学	22
	二種免許状	イ 短期大学士の学位又は 養護教諭養成機関を卒業 ※3	42
		口 保 健 師 免 許 証	—
		ハ 旧 保 健 師 免 許 証	—

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。  
【別表第一備考第2号の2、免許法施行規則第66条の4】

※3 指定養護教諭養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定養護教諭養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。  
【別表第二備考第1号、免許法施行規則第66条の9】

※4 専修免許状に定められる最低修得単位数から一種免許状に定められる最低必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
【別表第二備考第2号】

※5 短期大学及び大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。ただし、一種免許状のイから二種免許状のイの各科目の単位数を差し引いた単位については、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得すること。

【別表第二備考第4号、免許法施行規則第22条の3】

## 注意

- 1 修得単位は、**認定課程を有する大学等**で修得したものであること。  
【別表第一備考第5号イ】
- 2 別に、**日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位**の修得が必要である。  
【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】
- 3 一種免許状のロ又はハにより一種免許状の授与を受けた者が、専修免許状を受けようとする場合、一種免許状のイの最低修得単位数は修得したものとみなし、24単位を修得すればよい。  
【別表第二備考第3号】
- 4 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等については、専修免許状又は一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。  
【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】
- 5 一種免許状をイで受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。  
【免許法施行規則第10条の2第3項】

### ②「養護及び教職に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第9条】

P. 120~121 参照

### ③「養護に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第9条の表備考第1号】

P. 118 参照

## ② 養護教諭：「養護及び教職に関する科目」の修得方法

【免許法施行規則第9条の表】

欄	養護及び 教職に關 する科 目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
			専修	一種 イ	一種 ロ	一種 ハ	二種
2	養護に關 する科 目	(②「養護に関する科目」の修得方法 (P. 122 参照))	28	28	3	6	24
3	教育の基礎的理 解に關する科 目 ※6、※7	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	※4 2	※4 2	5
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
		特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒に対 する理解					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項（学校と地域との連携及び学校安全 への対応を含む。）					
4	道徳、総合的な 学習の時間等 の内 容及 び 生徒指 導、教 育相 談等に 關する科 目 ※6、※7	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）※1					
		道徳、総合的な学習の時間及び総合的な 探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6		3	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材 の活用を含む。）					
		生徒指導の理論及び方法					
5	教育実践に 關する科 目	教育相談（カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。）の理論及び方法					
		養護実習（事前事後指導1単位を含む。） ※2、※3	5	5	2	2	4
		教職実践演習	2	2			2
6	大学が独自に設定する科目		31	7			4
計			80	56	12	22	42

※1 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科  
目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」  
の内容を含む場合は「教育の基礎的理  
解に關する科  
目」に「教育課程の意義及  
び編成の方法」の内容を含むことを要しない。  
【同表備考第2号】

※2 養護実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。  
【免許法施行規則第2条第1項表備考8号】

※3 養護（助）教諭等として経験年数があれば、1年につき1単位の割合で表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（養護実習は除く。）」の単位をもって代替することができる。 【同表備考第3号】

※4 いずれか1以上の事項について修得のこと。

※5 計に不足する単位数については、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意で修得すること。

※6 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できる。 【同表備考第4号】  
ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」
  - 「教育の基礎的理解に関する科目」から6単位まで  
(二種免許状を受ける場合は4単位まで)
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
  - 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から2単位まで

※7 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの単位を充当できる。 【同表備考第5号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」
  - 6単位まで (二種免許状を受ける場合は4単位まで)
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
  - 8単位まで (二種免許状を受ける場合は4単位まで)

※8 平成25年3月31までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない（平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。）。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。 【20省令附則第2条、第3条】

※7 大学が独自に設定する科目の修得方法は次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

- ・専修免許状  
養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
- ・一種免許状又は二種免許状  
養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

【免許法施行規則第9条第1項の表備考第6号】

③「養護に関する科目」の修得方法【免許法施行規則第9条の表】

養護に関する科目	専修 一種イ	一種口	一種ハ	二種イ
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4		2	2
学校保健	2	※2	※3 2	1
養護概説	2	3		1
栄養学（食品学を含む。）	2		2	2
健康相談活動の理論及び健康相談活動の方法	2			2
解剖学及び生理学	2			2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2			2
精神保健	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10			10
計	28	※4 3	※4 6	24

※1 「　　」書きについては、いずれか1以上の科目について修得すること。

※2 4科目に含まれる内容について、合わせて3単位以上修得のこと。

※3 2科目に含まれる内容について、合わせて2単位以上修得のこと。



# イ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第六）

## （1）養護助教諭免許状から二種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

- ① 下記の②又は③に該当しない場合
- ② 看護師免許証を有している場合
- ③ 高等学校を卒業しておらず、准看護師免許証を有している場合

	①					②	③
養護助教諭免許状取得後 養護（助）教諭等として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	—	3
養護助教諭免許状取得後 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	30	25	20	15	10	10	10
養護する目的	最低修得単位数	14	12	10	8	6	4
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		2	2	2	1	1	1
学校保健		1	1	1	※1	※1	※1
養護概説		1	1	1			1
栄養学（食品学を含む。）		2	2	2	1	1	1
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		2	2	2	1	1	1
健康相談活動の理論及び方法							
解剖学及び生理学							
微生物学、免疫学又は薬理概論							
精神保健							
養護教諭・栄養教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	8	7	6	5	4	3
教育の基礎的理解に関する科目							2
「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」		3	3	2	2	1	1
のうちいずれかの事項1以上							
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目							
「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」		4	4	2	2	2	1
のうちいずれかの事項1以上							
大学が独自にする科目	上記の「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学がこれに加える準ずる科目	2	2	1	1		

※ いずれか1以上の科目について修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員として常時勤務した期間を含む。

【別表第六備考第4号、免許法施行規則第69条の3】

2 ①の場合の最低在職年数（6年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 ②の場合には、1年未満の在職年数でもよい。（全くない場合は不可）

【別表第六備考第2号】

4 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

5 （短期）大学、指定養護教諭養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。 【別表第三備考第6号】

6 「養護に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

7 申請時に養護助教諭免許状（有効期限内）を所有している必要がある。

【H10全国会議問10】

8 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

## (2) 養護教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

① 短期大学卒業等の場合

② 4年制大学卒業等の場合 【施行規則第12条】

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者若しくは大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者を含む。

③ 免許法別表第二回（保健師免許証を有すること）により、養護教諭二種免許状を授与された場合

		①			②	③
養護教諭二種免許状取得後 養護（助）教諭等として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	1	1
養護教諭二種免許状取得後 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数		20	15	10	10	10
養護する目的	最低修得単位数	8	7	6	4	4
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		1	1	1	1	1
学校保健	※ 1	※ 1	※ 1	※ 1	※ 1	※ 1
養護概説						
栄養学（食品学を含む。）		1	1	1	1	1
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		1	1	1	1	1
健康相談活動の理論及び方法						
解剖学及び生理学						
微生物学、免疫学又は薬理概論						
精神保健						
養護教諭・栄養教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	6	5	4	3	3
教育の基礎的理解に関する科目	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」 のうちいずれかの事項1以上	2	2	1	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」 のうちいずれかの事項1以上	2	2	2	1	1
大学が独自にする科目	上記の「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学がこれに加える準ずる科目	2	1		2	

※ いずれか1以上の科目について修得のこと。

## **注意**

1 在職年数には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員として常時勤務した期間を含む。

【別表第六備考第4号、免許法施行規則第69条の3】

2 ①の場合の最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】

3 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。

【免許法施行規則第70条】

4 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、養護教諭養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】

5 「養護に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意で修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかについて修得すること。

6 平成31年3月31日までに「教育課程の意義及び編成の方法」について単位を修得している場合に限り、修得した単位を「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位として読み替えることができる。

【県教委規則第36条】

### (3) 養護教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>養護教諭一種免許状取得後、</u> 養護（助）教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>養護教諭一種免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※2 15
※1 「大学が独自に設定する科目」	大学院又は大学の専攻科（短期大学を除く。）で修得のこと。

※1 「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得のこと。

【免許法施行規則第17条第4号】

※2 このうち3単位は、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目でもよい。

【免許法施行規則第17条第4号】

#### 注意

1 在職年数には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員として常時勤務した期間を含む。

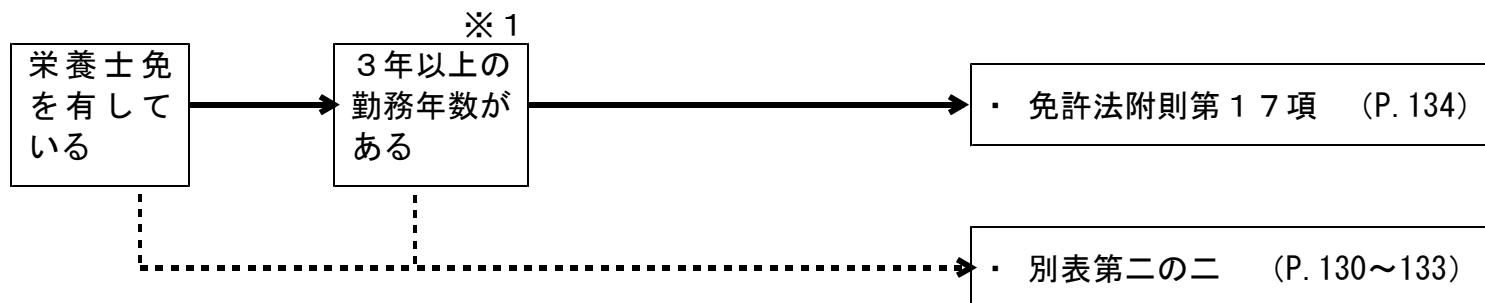
【別表第六備考第4号、免許法施行規則第69条の3】

2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

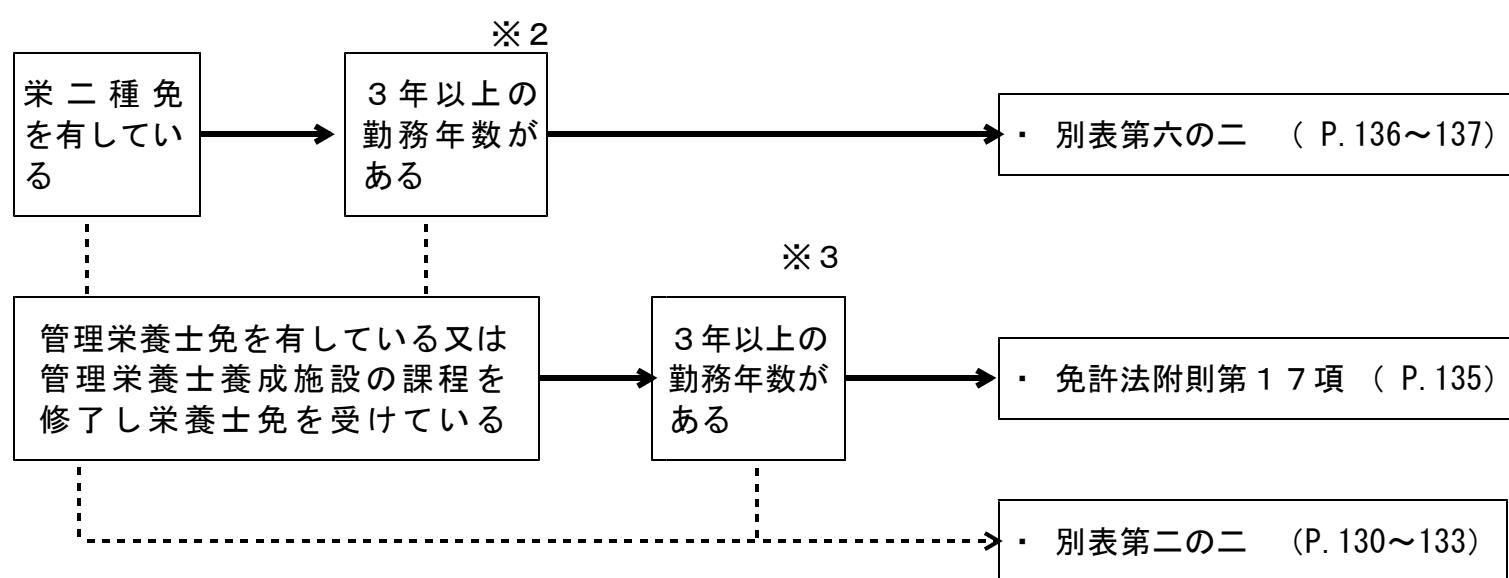
## 第7節 栄養教諭の普通免許状



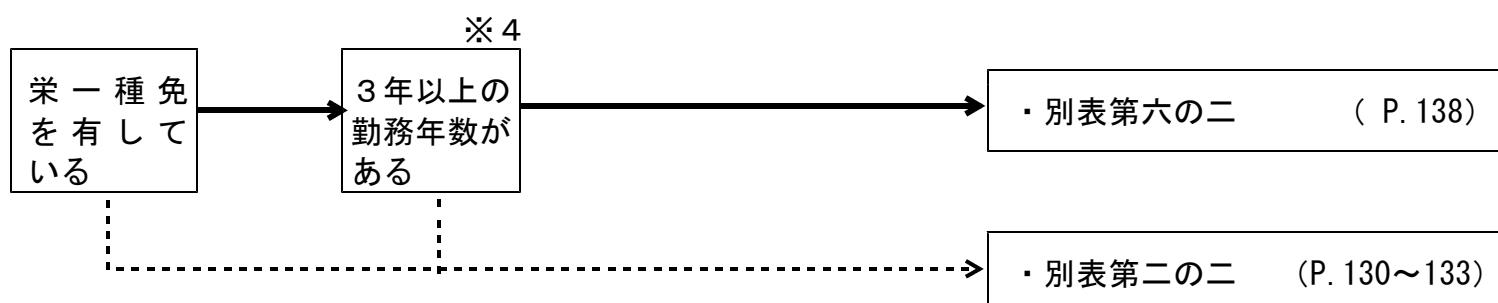
### ◎ 栄養教諭二種免許状取得希望の場合



### ◎ 栄養教諭一種免許状取得希望の場合



### ◎ 栄養教諭専修免許状取得希望の場合



※4 基礎となる栄養一種免での勤務年数であること。

## ア 大学卒業等による免許状の取得方法（別表第二の二）

### ① 基礎資格及び最低修得単位数【別表第二の二抜粋】

免 訸 状 の 種 類	基 础 資 格	最 低 修 得 单 位 数	
		栄養に係る教育及び 教職に関する科目	
栄養教諭	専修免許状	※1 修 士 の 学 位 + 管 理 栄 養 士 免 許 証	※4 4 6
	一種免許状	※2 学 士 の 学 位 + 管 理 栄 養 士 免 許 証 又は 管 理 栄 養 士 養 成 施 設 を ※5 修 了 及 び 栄 養 士 免 許 証	2 2
	二種免許状	※3 短 期 大 学 士 の 学 位 + 栄 養 士 免 許 証	1 4

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。  
【別表第一備考第2号、免許法施行規則第25条】

※2 大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。

【別表第二の二備考第1号、免許法施行規則第66条の10】

※3 指定教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

【別表第一備考第2号の3、免許法施行規則第66条の5】

※4 専修免許状に定められる必要単位数から一種免許状に定められる必要単位数を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。  
【別表第一備考第7号】

※5 「管理栄養士養成施設修了」していることの確認は、管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に該当する関係科目の単位修得(82単位修得)証明をもって行う。

## **注意**

- 1 修得単位は、**認定課程を有する大学又は指定教員養成機関**で修得したものであること。 【別表第一備考第5号イ、別表第二の二備考第2号】
- 2 別に、**日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位**の修得が必要である。  
【別表第一備考第4号、免許法施行規則第66条の6】
- 3 一種免許状若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修免許状又は一種免許状を受けようとする場合、一種免許状又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなす。この場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所有資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）、養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等については、専修免許状又は一種免許状から二種免許状に係る各科目的単位数について修得すればよい。  
【免許法施行規則第10条の2第1項、第2項】
- 4 一種免許状をイで受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目的単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。 【免許法施行規則第10条の2第3項】

### **②「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の修得方法**

【免許法施行規則第10条】

P. 132 参照

### **③「栄養に係る教育に関する科目」の修得方法**

【免許法施行規則第10条の表備考第1号】

栄養に係る教育に関する科目 (下記4事項を含むこと。)	専修 一種	二種
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
食生活に関する歴史的及び文化的な事項	4	2
食に関する指導の方法に関する事項		
計	4	2

**② 栄養教諭：「栄養に係る教育及び教職に関する科目」修得方法  
【免許法施行規則第10条の表】**

欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	左の科目に含めなければならない事項	最低修得単位数		
			専修	一種	二種
2	栄養に係る教育に関する科目	(②「栄養に係る教育に関する科目」の修得方法 (P. 131) 参照)	4	4	2
3	教育の基礎的理解に関する科目 ※3、※4	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) ※1			
4	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※3、※4	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			
5	栄養教育実習 (事前事後指導1単位を含む。) ※2	2	2	2	
	教職実践演習 ※5	2	2	2	
6	大学が独自に設定する科目 ※6	24			
計			46	22	14

※1 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含む場合は「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」の内容を含むことを要しない。

【免許法施行規則第9条の表備考第2号】

※2 栄養教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。  
【免許法施行規則第2条第1項表備考8号】

※3 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目的単位を充当できる。

【免許法施行規則第9条の表備考第4号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでいない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」  
→ それぞれの「教育の基礎的理解に関する科目」から6単位まで  
(二種免許状を受ける場合は4単位まで)
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」  
→ それぞれの「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から2単位まで

※4 養護教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの単位を充当できる。  
【免許法施行規則第9条の表備考第5号】

ただし、含めることが必要な事項の内容を含んでない場合は、その事項について新たに修得する必要がある。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」  
→ 6単位まで(二種免許状を受ける場合は4単位まで)
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」  
→ 8単位まで(二種免許状を受ける場合は4単位まで)

※5 平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得すれば、教育実践演習の単位を修得することを要しない(平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者を除く。)。

また、平成22年3月31日に認定課程を有する大学等に在学し、卒業までに「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなす。  
【20省令附則第2条、第3条】

## イ 学校栄養職員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（免許法附則第17項）

### （1）学校栄養職員（栄養士免許所有）が栄養教諭二種免許状を取得する場合

① 下記の②に該当しない場合

② 教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合

	①	②
栄養士免許取得後 学校栄養職員として良好な成績で勤務した在職年数	3 ※1	※1、※2 3
栄養士免許取得後 大学において修得を必要とする総最低修得単位数	8 ※3	2 ※3

栄養に 係る 教育に 関する科目	最 低 修 得 単 位 数	2	2
	「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」「食生活に関する歴史的及び文化的事項」「食に関する指導の方法に関する事項」 の全ての事項を含む科目		

養護教諭 ・栄養教諭の教育 の基礎的 理解に關 する科目 等	最 低 修 得 单 位 数	6 ※5	
	教育の基礎的理解に関する科目		
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」 のうちいずれかの事項 1 以上	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
	「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」 のうちいずれかの事項 1 以上	1	
	栄養教育実習	※4 1	

※1 平成16年7月1日（法改正）以前の学校栄養職員（臨的含む）としての勤務年数も含まれる。  
【H16全国第1回問15】

※2 一年未満の期間であっても、3年とみなす。 【免許法附則第17項の表備考第2号】

※3 （短期）大学、栄養教諭養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得すること。  
【別表第三備考第6号】

※4 食に関する指導を行う特別非常勤講師の在職年数があれば、1年（期間の算定方法は発令による）につき1単位の割合で、表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって代替することができる。【免許法施行規則附則第6項表備考第4号、H16全国第2回問62】

※5 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意で修得すること。

平成16年7月1日（法改正）以前（基礎資格取得後）に修得した単位でも、授与権者が認めれば単位に含むことができる。 【H16全国第1回問14】

(2) 学校栄養職員（管理栄養士免許所有又は、管理栄養士養成施設を修了し栄養士の免許所有）が栄養教諭一種免許状を取得する場合

- ① 下記の②に該当しない場合
- ② 教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合

	①	②
管理栄養士免許取得後、又は 管理栄養士養成施設を修了し栄養士の免許取得後、 学校栄養職員として良好な成績で勤務した在職年数	3 <sup>*1</sup>	*1,*2 3
管理栄養士免許取得後、又は 管理栄養士養成施設を修了し栄養士の免許取得後、 大学において修得を必要とする総最低修得単位数	10 <sup>*3</sup>	2 <sup>*3</sup>
栄養に教 育に関 する科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	
	「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」 「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」 「食生活に関する歴史的及び文化的事項」 「食に関する指導の方法に関する事項」 の全ての事項を含む科目	2
養護教諭 ・栄養教 諭の教育 の基礎的 理解に關 する科目 等	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>	8 <sup>*5</sup>
	教育の基礎的理解に関する科目	
	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」 「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」 のうちいずれかの事項 1 以上	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程」 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」 「生徒指導の理論及び方法」 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」 のうちいずれかの事項 1 以上	1
	栄養教育実習	※4 1

※1 平成16年7月1日（法改正）以前の学校栄養職員（臨的含む）としての勤務年数も含まれる。  
【H16全国第1回問15】

※2 一年未満の期間であっても、3年とみなす。 【免許法附則第17項の表備考第2号】

※3 大学、栄養教諭養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得すること。  
【別表第三備考第6号】

※4 食に関する指導を行う特別非常勤講師の在職年数があれば、1年（期間の算定方法は発令による）につき1単位の割合で、表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって代替することができる。【免許法施行規則附則第6項表備考第4号、H16全国第2回問62】

※5 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意で修得すること。

平成16年7月1日（法改正）以前（基礎資格取得後）に修得した単位でも、授与権者が認めれば単位に含むことができる。 【H16全国第1回問14】

## ウ 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第六の二）

### （1）栄養教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合

【県教委規則第36条】

① 下記の②に該当しない場合

② 管理栄養士の免許を受けている場合

	①							②
<u>栄養教諭二種免許状取得後、</u> 栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6	7	8	9	* <sup>1</sup> 3
<u>栄養教諭二種免許状取得後、</u> 大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10	8
管理栄養士 学校指定規 則別表第1 に掲げる 教育内容に 係る科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>							
	32	28	24	20	16	12	7	
栄養に教 育に關 する科目	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>							2
	2	2	2	2	1	1	1	
養護教諭 ・栄養教 諭の教育 の基礎的 理解に關 する科目 等	<b>最 低 修 得 单 位 数</b>							6
	6	5	4	3	3	2	2	
	教育の基礎的理 解に関する科目							
	2	2	1	1	1	1	1	2
	のうちいづれかの事項1以上							
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒 指導、教育相談等に関する科目							
	2	2	2	1	1	1	1	2
	のうちいづれかの事項1以上							

※1 一年未満の期間であっても、3年とみなす。

## **注意**

- 1 ①の場合の最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。【別表第三備考第7号、免許法施行規則第68条】
- 2 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。  
【免許法施行規則第70条】
- 3 大学、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科、指定養護教諭養成機関、栄養教諭の教員養成機関、認定講習、公開講座又は単位修得試験において単位修得すること。  
【別表第三備考第5号及び第6号、免許法施行規則第67条の2】
- 4 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」中から任意で修得すること。

### (3) 栄養教諭一種免許状から専修免許状を取得する場合

<u>栄養教諭一種免許状取得後、</u> 栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
<u>栄養教諭一種免許状取得後、</u> 大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	※1 15
「大学が独自に設定する科目」 ※1 「大学が加える栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目」 (管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るもの。)	大学院又は大学の専攻科（短期大学を除く。）で修得のこと。

※1 「栄養に係る教育に関する科目」  
「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」  
「大学が加える栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目」  
(管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るもの。)  
について、修得のこと。  
【免許法施行規則第10条の表備考第2号】

#### 注意

- 1 在職年数には、育児休業及び病気休職等の期間は含まない。 【免許法施行規則第70条】

## 第8節 免許法施行法による免許状の取得

従前の規定による学校の卒業者等に対しての免許状が授与される場合を定めてい  
るのが免許法施行法である。その中で主な例として次のようなものがあり、それ  
ぞれ必要条件を満たす者は、教育職員検定にあたって学力の検定ではなく、技術等につ  
いて検定に合格すれば該当欄に示す免許状を取得することができる。

### ① 必要条件及び取得できる免許状

【免許法施行法第2条第1項の表、施行法施行規則第2条】

番号	必 要 条 件	取 得 可 能 の 免 許 状
20の2 口	第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	高等学校一種 (工業)  中学校二種 (職業)
20の4	三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状を有し、5年以上船舶に関し実地の経験を有する者（施行法施行規則第4条の2に定める者は除く。）で、技術優秀と認められるもの	高等学校一種 (商船)  中学校二種 (職業)

## 第9節 教員資格認定試験による免許状の取得

### ○趣旨【免許法第16条の2】

教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成コースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって、教員としての必要な資質及び能力を認められた者（合格者）は、県教育委員会へ申請し、免許状を取得することができる。

### ○試験の種類と取得できる免許状の種類 【教員資格認定試験規程第2条】

- ・小学校教諭二種免許状
- ・高等学校教諭一種免許状：看護・情報・福祉及び教科の領域の一部に係る事項  
【免許法第16条の4第3項、免許法施行規則第61条の14】
- ・特別支援学校自立活動教諭一種免状  
【免許法第17条第2項、免許法施行規則第63条の2第3号、第65条の2】
- ・幼稚園教諭二種免許状

試験の種類	種目	取得できる免許状の種類	教科又は事項
小学校教員認定試験		小学校教諭二種免許状	
高等学校教員資格認定試験	看護	高等学校教諭一種免許状	看護
	情報		情報
	福祉		福祉
	柔道		柔道
	剣道		剣道
	情報技術		情報技術
	建築		建築
	インテリア		インテリア
	デザイン		デザイン
	情報処理		情報処理
特別支援学校教員資格認定試験	計算実務		計算実務
	自立活動 (視覚障害教育)	特別支援学校教諭一種免許状	自立活動 (視覚障害教育)
	自立活動 (聴覚障害教育)		自立活動 (聴覚障害教育)
	自立活動 (肢体不自由教育)		自立活動 (肢体不自由教育)
幼稚園教員資格認定試験	自立活動 (言語障害教育)		自立活動 (言語障害教育)
		幼稚園教諭二種免許状	

## ○ 受験資格【教員資格認定試験規程第3条】

次のいずれかに該当する場合に受験資格がある。

### 《幼・小学校教員資格認定試験》

- ① 大学（短大を含む。）に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
- ② 高等学校を卒業した者その他大学に入学する資格を有する者で、受験する年度の4月1日に満20歳以上の者

### 《高等学校・特別支援学校教員資格認定試験》

- ① 大学（短大を除く。）を卒業した者
  - ② 高等学校を卒業した者その他大学に入学する資格を有する者で、受験する年度の4月1日に満22歳以上の者
- ◎ 詳細な受験資格等については、『試験の案内』で確認すること。

## ○ 問い合わせ先

### 実施試験等問い合わせ先

・ 独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター 調査企画係 免許企画室 資格認定試験係  
☎ (03) 4212-8455 (又は8456)

※ 高等学校教員資格認定試験は、平成16年度以降、当分の間、実施されないの  
で注意すること。

## 第10節 外国の大学での単位修得による 免許状の取得

外国において授与された教員免許状を有する者又は外国の大学を卒業し、若しくは修了した者については、免許法等の規定に準じて、教育職員検定に合格することにより、各相当の免許状を取得することができる。

【免許法第18条、県教委規則第11条】

### ① 外国において授与された教員免許状を有する者

当該国における学制が我が国における学制に類似しているか、同程度以上のものと認められ、かつ、当該国における教員の資格取得の要件が、我が国におけるそれと同程度以上のものと認められる場合には、それぞれ、その者の有する外国の免許状又はその者の当該国における学校の卒業資格、単位の修得状況等に応じて教育職員検定を行う。

### ② 外国において修得した単位

上記①の要件を満たした外国の大学において修得した単位を（単位授与の基準の異なるものはこれを換算して）、免許法及び免許法施行規則の基準に照らし合わせたうえで認定することとする。この場合には、当該外国の大学が発行する単位修得証明書等を基に教育職員検定を行う。

なお、この場合には次の書類等も必要となる。

- ・ その国における学校教育制度のわかる資料及びその日本語訳文
- ・ 大学の教育制度上の位置付けのわかる資料及びその日本語訳文
- ・ 大学の在籍年度の講義要項・大学便覧等及びその日本語訳文

## 第2章 特別免許状の取得方法

社会において、専門的な知識経験や技能等を身につけた社会人を学校現場に「**教育職員**」として採用する場合に、教育職員検定に合格した者に特別免許状を授与する。

### ○ 授与条件【免許法第5条第2項、第3項】

免許法第5条第1項の欠格事項に該当しない者で、教育職員検定に合格した者。

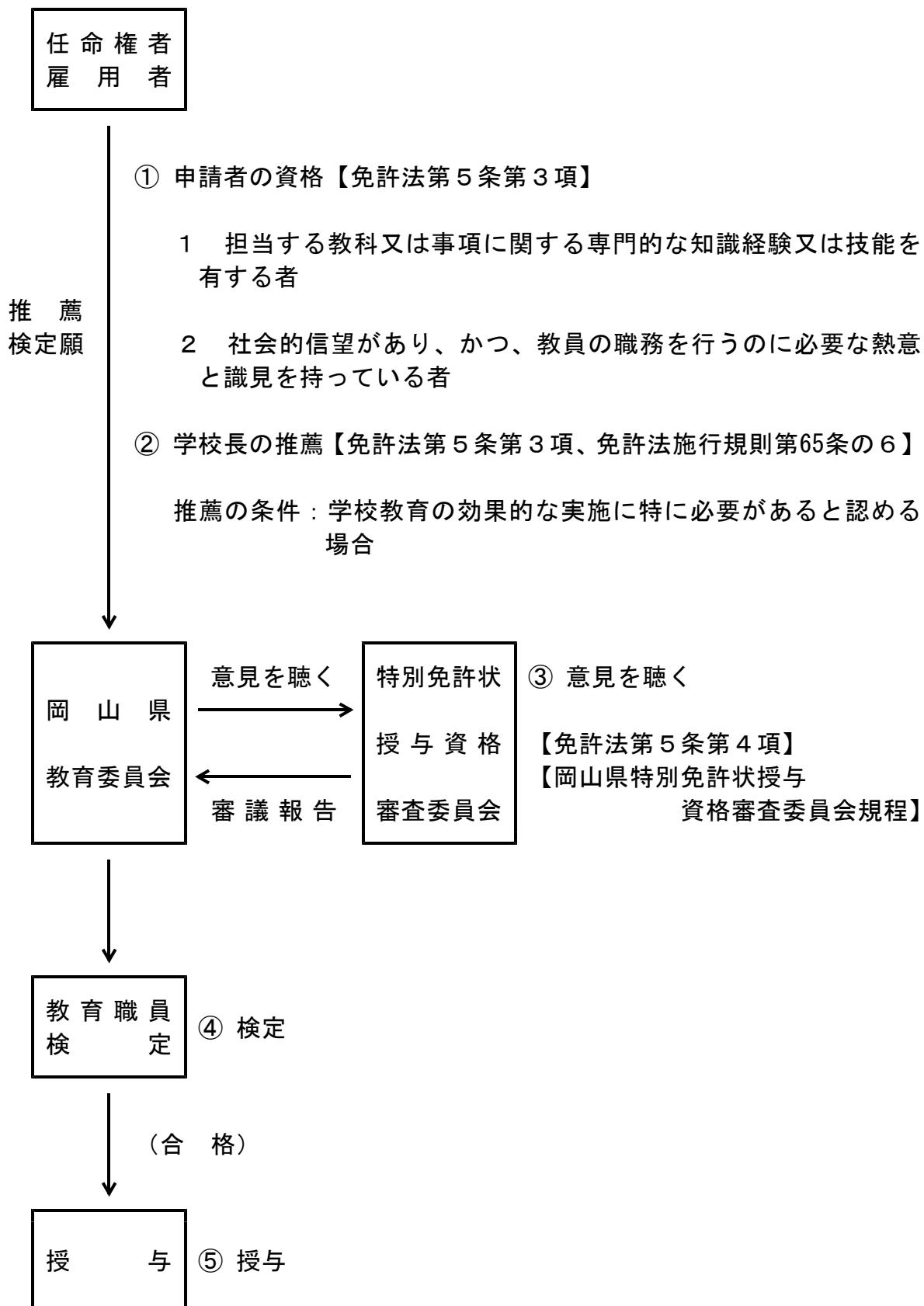
### ○ 種類【免許法第4条第6項及び第4条の2第3項、免許法施行規則第65条の5】

P. 153 参照

### ○ 効力【免許法第9条第2項】

授与された都道府県においてのみ効力を有する。

# 〇 手 続 き の 流 れ



# 特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する基準

岡山県教育委員会

特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次の 3 点について確認を行う。

- 1 授与候補者の教員としての資質の確認（次の 2 点を確認する。）
  - (1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の 2 点のいずれかに該当することを確認する。）
    - ①学校（学校教育法第 1 条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験が、最低 1 学期間以上にわたること
    - ②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、N P O 法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね 3 年以上あること
  - (2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認（人物に関する証明書及び推薦書の内容評価により確認する。）
- 2 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認（次の 2 点について推薦書の内容により確認する。）
  - (1) 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
  - (2) 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- 3 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認（学校教育に関し学識経験を有する者等による面接等により行う。）

## 附 則

この基準は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和 3 年 9 月 8 日から施行する。

## 第3章 臨時免許状の取得方法

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、授与条件にあう者で教育職員検定に合格した者に臨時免許状を授与する。

### ○ 授与条件【免許法第5条第5項】→ P. 147 参照

免許法第5条第1項の欠格事項に該当しない者

《特例》養護助教諭：免許法附則第7項  
自立教科助教諭：免許法第17条

◎ 高等学校助教諭の臨時免許状については、次のいずれにも該当しない場合は授与しない。

【免許法第5条第5項ただし書き、免許法施行規則第66条の2】

- ・ 短期大学士の学位を有する者
- ・ 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- ・ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- ・ 旧国立工業教員養成所を卒業した者

《特例》S29改正法附則第7項 → 県教委規則第37条  
" 第21項

### ○ 種類【免許法第4条第4項、第5項、免許法施行規則第63条第3項】

P. 153 参照

### ○ 効力【免許法第9条第3項】

授与された都道府県においてのみ、3年間効力を有する。

### ○ その他

#### ① 外国の大学等を卒業した者が臨時免許状を申請する場合

免許法第18条により、免許法第5条第5項を準用して教育職員検定を行う。通常の場合の提出書類に加えて、卒業（修了）証明書及び成績証明についてそれぞれ日本語訳も提出のこと。

② 外国籍を有する者が臨時免許状を申請する場合

提出書類の「身分証明書」に代えて、居住している市町村役場で6か月以内に発行された「住民票」を提出のこと。

③ 特別支援学校の教員が臨時免許状を申請する場合

◎ 特別支援学校の教員に必要な2つの免許状

担任する各部に  
相当する学校の  
普通免許状又は臨時免許状

+

それぞれ相当の領域を  
定めた特別支援学校  
普通免許状又は臨時免許状

【特例】

※ 普通免許状を有しない場合は、上記の2つの免許状が必要となる。

ア 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校の相当する各部の教員になることができる。

【免許法附則第15項】

各部の相当する学校の  
普通免許状

イ 知的障害者（知的障害を含んだ重複障害者も含む。）に対する自立教科以外の教科（幼稚部の場合は自立教科以外の事項）の教授又は実習を担任する場合には、次の2つの免許状があればよい。

ただし、自立教科、道徳、特別活動又は総合的な学習時間を担任するには、2つの免許状（各相当学部の免許状+相当の特支の免許状）が必要となる。

【免許法第17条の3】

小学校、中学校、高等学校  
又は幼稚園のいずれかの  
普通免許状

+

それぞれ相当の領域を  
定めた特別支援学校の  
普通免許状

領域の追加について

ある領域を定めた特別支援学校助教諭免許状（期限内）を有するものが、他の領域の免許状を申請する場合は、最初の特別支援学校助教諭免許状に新たな領域を追加することとなる。

この場合、臨時免許状の有効期限は、最初に定められた免許状の授与から3年となる。

# 臨時免許状の授与条件一覧表

免許状の種類	授与条件										
小学校助教諭 中学校助教諭 幼稚園助教諭 特別支援学校助教諭	<p>次のいずれかに該当する場合【免許法第5条第5項、免許法施行規則第66条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を卒業した者</li> <li>・中等教育学校を卒業した者</li> <li>・通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外のこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験に合格した者</li> </ul>										
養護助教諭	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>【免許法第5条第5項、免許法施行規則第66条、免許法附則第7項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を卒業した者</li> <li>・中等教育学校を卒業した者</li> <li>・通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外のこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験に合格した者</li> <li>・(准) 看護師又は保健師免許証を有している者</li> </ul>										
高等学校助教諭	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>【免許法第5条第5項ただし書き、免許法施行規則第66条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学士の学位を有する者、準学士の称号を有する者</li> <li>・大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者</li> <li>・旧国立養護教諭養成所を卒業した者</li> <li>・旧国立工業教員養成所を卒業した者</li> </ul> <p>※ 特例【29改正法附則第7項、第21項、県教委規則第37条】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、福祉</td> </tr> </table> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 小学校又は中学校の教諭の普通免許状を有する者</li> <li>② 小学校又は中学校の臨時免許状の授与を受けることができる者で、高等学校の教員として3年以上良好な成績で勤務した者</li> <li>③ 小学校又は中学校の臨時免許状の授与を受けることができる者で、更に大学(授与権者が適当と認めた各種学校等を含む。)における通常の課程に2年以上在学した者</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習</td> </tr> </table> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 高等学校の職業に関する(受けようとする実習の教科の)学科の課程を卒業した者</li> <li>② 中等教育学校を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外のこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は高等学校卒業程度認定検定に合格した者で、特殊の技術を有する者</li> <li>③ 受けようとする実習の教科に関する9年以上の実地の経験を有し、技術優秀と認められる者(免許法第5条第1項第2号の該当者でもよい。)</li> </ol>	音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、福祉	看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習								
音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、福祉											
看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習											
特別支援学校自立教科助教諭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">理療</td> <td>あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">理学療法</td> <td>理学療法士免許を受けている者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">音楽</td> <td>視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(盲学校)高等部の音楽専攻科を卒業した者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">理容</td> <td>理容師又は美容師の免許を受けている者で、かつ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の理容科を卒業した者又は4年以上理容に関する実地の経験を有する者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">特殊技芸(美術、工芸、被服)</td> <td>聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者。</td> </tr> </table>	理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者	理学療法	理学療法士免許を受けている者	音楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(盲学校)高等部の音楽専攻科を卒業した者	理容	理容師又は美容師の免許を受けている者で、かつ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の理容科を卒業した者又は4年以上理容に関する実地の経験を有する者	特殊技芸(美術、工芸、被服)	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者。
理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者										
理学療法	理学療法士免許を受けている者										
音楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(盲学校)高等部の音楽専攻科を卒業した者										
理容	理容師又は美容師の免許を受けている者で、かつ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の理容科を卒業した者又は4年以上理容に関する実地の経験を有する者										
特殊技芸(美術、工芸、被服)	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校(聾学校)高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者。										

## 第4章 その他

### 1 手続方法等

#### ○申請書類の請求及び必要書類等について

岡山県教育庁教職員課ホームページより申請書類の取得が可能となっている。  
(<http://www.pref.okayama.jp/site/16/367031.html>)  
手続き方法等については、上記ホームページより確認を行うこと。

#### 《問い合わせ及び書類の提出先》

〒700-8570（住所不要）  
岡山県教育庁教職員課給与免許班  
ダイヤルイン ☎ (086) 226-7579

## 2 介護等の体験

### ○ 趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものである。

### ○ 内容

#### ① 期間【特例法第2条、特例法施行規則第1条】

7日間以上とする。

(※ 原則として、社会福祉施設5日間及び特別支援学校2日間とする。)

#### ② 実施施設【特例法第2条、特例法施行規則第2条】

特別支援学校並びに社会福祉施設等

#### ③ 介護等の体験の免除者【特例法附則第2項、特例法施行規則第3条】

ア 平成10年4月1日より前に大学に在学又は在籍しており、それらを卒業等するまでに、小学校又は中学校の教諭の所要資格を得た者

イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許を受けている者

ウ 特別支援学校教諭の免許状を受けている者

エ 小学校又は中学校教諭の普通免許状を別表第一により受けている者

オ 身体障害者手帳に、障害の程度が1～6級であると記載されている者

#### ④ 介護等の内容

ア 障害者、高齢者等に対する介護又は介助等

イ 障害者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等

ウ 受入れ施設の職員に必要とされる業務（掃除、洗濯）の補助等

## 〇申込み

介護等の体験を希望する都道府県の社会福祉協議会及び教育委員会へ申し込むこと。

なお、岡山県内での介護等の体験を希望する場合は、必ず大学を通じて申し込むこと。

### 3 参考

#### (1) 教育職員免許状の種類

##### 普通免許状の種類及び教科等【免許法第4条】

免 訸 状 の 種 類	教 科	領 域	事 項
小 学 校 教 諭	専修・一種・二種		
中 学 校 教 諭	専修・一種・二種	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第5項第1号】	
高 等 学 校 教 諭	専修・一種	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第5項第2号】	
	一種	柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務 【免許法第16条の4、免許法施行規則第61条の14】	
幼 稚 園 教 諭	専修・一種・二種		
特 別 支 援 学 校 教 諭	専修・一種・二種	視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域 【免許法2条第5項】	
特 別 支 援 学 校 自 立 教 科 教 諭	一種・二種	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服） 【免許法第2条第4項、免許法施行規則第63条】	
特 別 支 援 学 校 自 立 活 動 教 諭	一種	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育 【免許法第2条第4項、免許法施行規則第63条の2】	
養 護 教 諭	専修・一種・二種		
栄 養 教 諭	専修・一種・二種		

## 特別免許状の種類及び教科【免許法第4条】

免許状の種類	教科・領域・事項
小学校教諭	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語） 【免許法第4条第6項第1号】
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第6項第2号】
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第6項第3号】
	柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務 【免許法第4条第6項第3号、第16条の4、免許法施行規則第61条の14】
特別支援学校教諭	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育 【免許法第4条の2第3項、免許法施行規則第65条の5】

## 臨時免許状の種類及び教科【免許法第4条】

免許状の種類	教科・領域
小学校助教諭	
中学校助教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第5項第1号】
高等学校助教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）及び宗教 【免許法第4条第5項第2号】
幼稚園助教諭	
特別支援学校助教諭	視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域 【免許法第4条の2】
特別支援学校自立教科助教諭	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服） 【免許法施行規則第63条第4項】
養護助教諭	